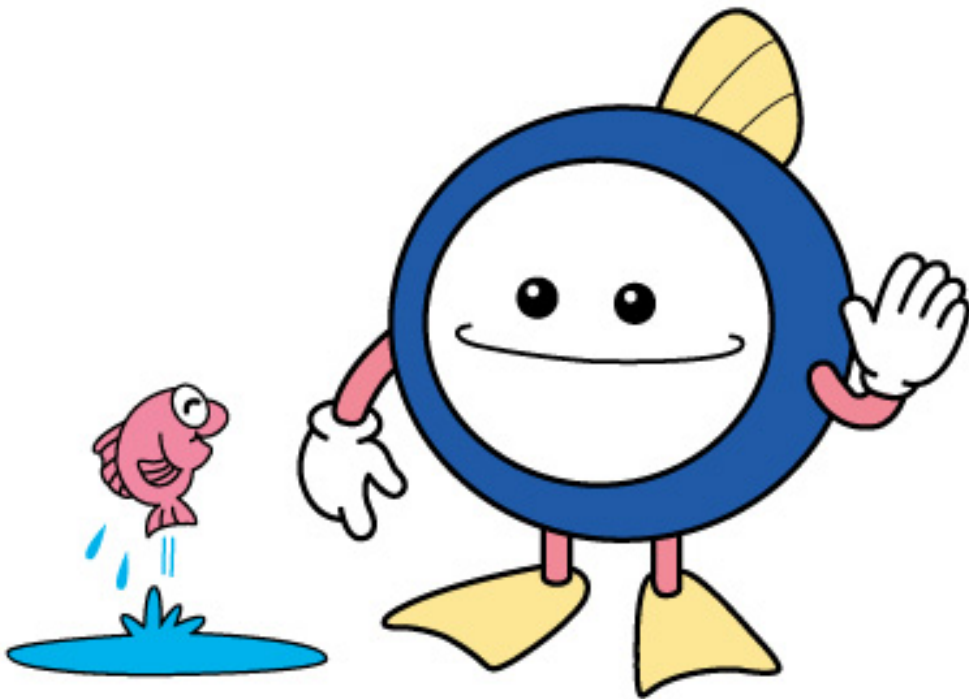


# 柏市下水道事業年報

平成20年版



柏市下水道

# 目次

## I 下水道事業のあゆみ

- 1 下水道年表 ……………1
- 2 下水道整備経過表 ……………5

## II 下水道整備計画

- 1 下水道整備計画の概要 ……………6
  - (1) 計画概要表 ……………7
  - (2) 処理区分別計画概要表 ……………8
  - (3) 排水区分別計画概要表 ……………10
- 2 流域下水道の計画概要等 ……………14
- 3 下水道整備計画 ……………15
- 4 下水道事業認可の経緯 ……………16

## III 下水道整備状況

- 1 整備状況
  - (1) 処理区分別整備状況 ……………28
  - (2) 年度別整備状況 ……………29
  - (3) 下水道事業業務量 ……………31
- 2 雨水の整備状況(幹線) ……………33
- 3 千葉県の下水道普及率 ……………34

## 下水道計画図(汚水・雨水) ……………35

## IV 下水道の維持管理

- 1 維持管理の状況
  - (1) 管路施設の維持管理 ……………39
  - (2) 公共下水道台帳の整備 ……………39
  - (3) 終末処理場の維持管理 ……………39
- 2 維持管理費の推移
  - (1) 管渠関係 ……………43
  - (2) 終末処理場関係 ……………43
- 3 特定事業所等の状況
  - (1) 届出事業場の年度別推移 ……………44
  - (2) 業種別内訳 ……………44
  - (3) 立入り検査状況 ……………44

## V 水洗化普及

- 1 水洗便所改造資金貸付制度
  - (1) 制度の概要 ……………45
  - (2) 貸付金額の変遷 ……………45
- 2 指定排水設備工事店制度 ……………46
- 3 各状況
  - (1) 貸付状況 ……………47
  - (2) 排水設備申請状況 ……………47
- 4 普及促進関連 ……………49

## VI 下水道事業の財政

- 1 財源のしくみ ……………50
- 2 財源の説明
  - (1) 国庫補助金 ……………50
  - (2) 地方債 ……………50
  - (3) 一般財源(繰入金) ……………50
  - (4) 下水道事業受益者負担金 ……………51
  - (5) 使用料 ……………53
- 3 グラフで見る下水道の財政
  - (1) 平成19年度の下水道事業決算 ……62
  - (2) 歳入・歳出決算額の推移 ……………62
- 4 下水道事業実績(歳入・歳出)
  - (1) 収入状況一覧 ……………63
  - (2) 支出状況一覧 ……………63
- 5 流域下水道事業負担金 ……………65
- 6 市債償還表 ……………66

## VII 下水道の組織

- 1 組織図と職員数 ……………67
- 2 分掌事務 ……………68

## VIII 用語の説明 ……………69

# I 下水道事業のあゆみ

## 1 下水道年表

年 度	内 容
昭和35年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 単独公共下水道として、柏駅を中心とした417.18ha</li><li>・ 計画人口5万人の基本計画を策定。</li><li>・ 第1号公共下水道（柏処理区：合流式）として市中心部109haについて事業着手。</li><li>・ 都市計画課に下水道係設置。</li></ul>
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口10万人を突破。</li><li>・ 第1号公共下水道の認可面積119haに変更。</li></ul>
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本計画を変更。（単独公共下水道：面積4,118.54ha・計画人口25万人・処理場3箇所）</li><li>・ 第2号公共下水道（十余二処理区：特定公共下水道）として十余二工業団地98haについて事業着手。</li></ul>
昭和44年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 柏都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行規則制定。</li><li>・ 柏都市計画特定公共下水道条例制定。</li><li>・ 建設部下水道課（管理・工務係）設置。</li></ul>
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 十余二終末処理場処理開始、十余二処理場供用開始。</li><li>・ 第1号公共下水道の認可面積221haに変更。</li></ul>
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定公共下水道使用料改定。</li><li>・ 手賀沼流域下水道（千葉県施工）が事業着手。</li></ul>
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 柏市公共下水道事業審議会条例制定。</li><li>・ 江戸川左岸流域下水道（千葉県施工）が事業着手。</li></ul>
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,369ha・計画人口362,929人）</li><li>・ 第3号公共下水道（手賀沼処理区：分流式）として手賀沼流域関連公共下水道149.3haについて事業着手。</li><li>・ 柏終末処理場処理開始、柏処理区供用開始。</li><li>・ 柏市下水道条例・柏市水洗便所改造資金貸付条例制定。</li></ul>
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口20万人を突破。</li><li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水・雨水）288.02haに変更。</li></ul>

年 度	内 容
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏終末処理場最終沈殿池増設。</li> <li>・ 下水道部設置，都市排水・公共下水道の2課でスタート。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水・雨水）485.3haに変更。</li> </ul>
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,724ha・計画人口368,110人 江戸川左岸処理区：面積319ha 計画人口22,100人 北部処理区（単独）：面積805ha・計画人口32,200人）</li> <li>・ 柏市下水道事業受益者負担金条例制定。</li> <li>・ 下水道部3課（下水道業務・下水道建設・都市排水課）に改組。</li> </ul>
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共，特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）1,013haに変更。</li> <li>・ 手賀沼終末処理場処理開始，手賀沼処理区の一部供用開始。</li> <li>・ 江戸川第2終末処理場処理開始。</li> </ul>
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号公共下水道221haのうち88haを第3号公共下水道に編入。（認可面積汚水：1,101ha，雨水：573ha）</li> </ul>
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道4課（業務・計画・建設・排水課）に改組。</li> </ul>
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,724ha・計画人口368,110人 江戸川左岸処理区：面積319ha・計画人口22,100人）</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）1,599ha，（雨水）897haに変更。</li> </ul>
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）2,010haに変更。</li> </ul>
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第4号公共下水道（江戸川左岸処理区：分流式）として江戸川左岸流域関連公共下水道（汚水）155haについて事業着手。</li> </ul>

年 度	内 容
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画を変更。(手賀沼処理区：面積4,837ha・計画人口378,000人 江戸川左岸処理区：面積319ha・計画人口30,200人)</li> </ul>
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口30万人を突破。</li> <li>下水道部機構改革を実施。(下水道業務・下水道管理・下水道計画・下水道建設課)</li> <li>第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,510haに変更。</li> </ul>
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川左岸処理区の一部供用開始。</li> </ul>
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,534ha,(雨水)1,816haに変更。</li> </ul>
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共,特定公共下水道使用料改定。</li> </ul>
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道使用料改定。</li> <li>第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,856haに変更。</li> </ul>
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道部機構改革を実施。(下水道総務,下水道維持,下水道建設課)</li> <li>基本計画を変更。(手賀沼処理区：面積5,498ha・計画人口468,300人 江戸川左岸処理区：面積317ha・計画人口31,700人)</li> </ul>
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>手賀沼流域北部第二幹線(千葉県施工)が事業着手。</li> <li>第4号公共下水道の認可面積(汚水)243haに変更。</li> </ul>
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共,特定公共下水道使用料改定。</li> <li>第3号公共下水道の認可面積3,038ha(市街化調整区域2ha含む)に変更。</li> <li>第1号公共下水道(柏処理区)を第3号公共下水道に編入,認可面積(汚水)3,179ha,(雨水)1,959haに変更。</li> </ul>
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏市公共下水道事業受益者負担条例改正。(分担金追加)</li> </ul>
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏処理区(合流式)を手賀沼流域下水道に接続。</li> </ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道使用料改定。</li> <li>第3号公共下水道の認可面積(汚水)3,271ha(雨水)2,042haに変更。</li> </ul>

年 度	内 容
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画を変更（手賀沼処理区：計画人口350,000人 江戸川左岸処理区：計画人口20,000人）</li> </ul>
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号公共下水道の認可面積 （汚水）4,151ha（雨水）2,600haに変更。</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道使用料改定。</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月28日 沼南町と合併 旧沼南町 基本計画 面積 1,761ha 計画人口 56,400人 沼南町第1号公共下水道の認可面積 （汚水）783ha（雨水）310ha</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号公共下水道の認可面積 （汚水）4,160ha（雨水）3,283haに変更</li> <li>沼南町第1号公共下水道の認可面積 （汚水）832haに変更</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共，特定公共下水道使用料改定。</li> <li>柏都市計画と沼南都市計画の統合 （柏市第3号公共下水道と沼南町第1号公共下水道を統合）</li> </ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号公共下水道の認可変更（旧柏と旧沼南を統合）</li> <li>第4号公共下水道の認可面積（汚水）244haに変更。</li> </ul>

## 2 下水道整備経過表

年 度	行政人口 (人)	整備面積 (ha)		処理人口 (人) ※	普及率 (%)	備 考
		単 年	累 計			
昭和45年	—	—	—	—	—	十余二処理区供用開始
昭和48年	184,039	—	178	9,000	5	柏処理区供用開始
昭和50年	204,925	12	214	12,000	6	
昭和51年	213,668	45	259	16,500	8	
昭和52年	222,637	21	280	18,500	8	
昭和53年	229,104	15	295	19,900	9	
昭和54年	235,941	1	296	20,000	9	
昭和55年	239,654	23	319	23,000	10	
昭和56年	248,674	294	613	41,900	17	手賀沼流域供用開始
昭和57年	256,911	83	696	50,100	20	
昭和58年	262,803	77	773	60,700	23	
昭和59年	268,804	130	903	80,750	30	
昭和60年	274,806	141	1,044	89,500	33	
昭和61年	282,343	210	1,254	98,001	35	
昭和62年	290,762	122	1,376	109,100	38	
昭和63年	295,974	146	1,522	118,434	40	
平成元年	300,266	138	1,660	131,829	44	
平成2年	304,030	181	1,841	147,344	49	江戸川左岸流域供用開始
平成3年	307,571	104	1,945	158,277	51	
平成4年	311,468	93	2,038	166,548	53	
平成5年	314,853	111	2,149	174,623	55	
平成6年	315,937	96	2,245	179,557	57	
平成7年	316,894	138	2,383	191,476	60	
平成8年	318,797	120	2,503	198,718	62	
平成9年	319,808	99	2,602	206,396	64	
平成10年	321,721	123	2,725	218,193	67	
平成11年	323,561	154	2,879	231,937	71	平成10年度3次補正分の23haを含む
平成12年	324,805	112	2,991	243,073	74	
平成13年	326,097	167	3,158	257,359	78	
平成14年	328,028	116	3,274	264,962	80	十余二処理区を手賀沼処理区へ編入
平成15年	328,492	86	3,360	270,885	82	
平成16年	376,018	67	3,993	312,238	83	沼南町と合併
平成17年	378,276	79	4,072	317,221	83.9	
平成18年	381,999	72	4,144	324,060	84.8	
平成19年	385,823	11	4,242	330,373	85.6	

※ 平成13年までは、整備人口

## Ⅱ 下水道整備計画

### 1 下水道整備計画の概要

柏市の公共下水道は、昭和35年に柏駅を中心とした単独公共下水道（合流式）に着手したのが始まりである。その後、昭和42年に十余二工業団地を対象とした特定公共下水道を実施した。

こうした中、急激な都市化に伴い、公共用水域の汚濁が著しく生活環境を悪化させ、自然環境の破壊も急速に進んできたため、昭和42年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成5年制定）が制定された。そこでこの対策の一環として、千葉県起業による手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道計画が樹立され、数市町にわたる都市の汚水を広域的に集めて処理したうえ、利根川や東京湾に放流することになり、本市の大部分がそれらの計画区域となった。

これに基づき、昭和47年度に手賀沼流域の計画区域を対象とした「柏市下水道基本計画」を立案した。昭和55年度には手賀沼流域の原単位等の見直しと、江戸川左岸流域と北部地域（手賀沼流域下水道調査区域）を含めた市域全体約5,800haの基本計画の策定を行い、その後行った数回の計画見直しを経て、平成16年度に沼南町（基本計画面積1,761ha）と合併した。

本市の下水道整備の基本的な考え方は、手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道による流域関連公共下水道として整備を図るものである。

単独公共下水道として稼動していた柏処理区は、平成9年度に手賀沼流域下水道へ編入する事業認可を取得し、平成11年度に手賀沼流域下水道に接続した。また、十余二処理区についても平成14年度に手賀沼流域下水道へ編入の認可を取得し、手賀沼流域下水道への切替えに向けた整備を進めている。

雨水整備については、集中豪雨での被災防止に向け雨水幹線整備を早期に図る計画である。



## (1) 計画概要表

## ア 汚水計画概要表

平成20年3月31日現在

処 理 区		全体計画		計画決定		事業認可	
		面積 (h a)	人口 (千人)	面積 (h a)	人口 (千人)	面積 (h a)	人口 (千人)
旧柏市 区域	手 賀 沼	5,498	350.0	4,159	330.0	4,161	326.2
	江戸川左岸	317	20.0	261	19.0	244	18.1
	計	5,815	370.0	4,420	349.0	4,405	344.3
旧沼南 町区域	手 賀 沼	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
	計	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
合 計		7,576	426.4	5,387	398.0	5,236	390.6

※柏処理区は平成9年度、十余二処理区は平成14年度に手賀沼処理区に編入

## イ 雨水計画概要表

平成20年3月31日現在

排水区		全体計画	計画決定	事業認可
旧柏市 区域	大 堀 川	2,580.0	2,388.0	2,265.0
	大 津 川	1,696.0	1,212.0	841.0
	利 根 川	776.6	182.0	177.0
	利 根 運 河	411.8	122.0	—
	富 士 川	218.0	181.0	—
	坂 川	132.6	122.0	—
	計	5,815.0	4,207.0	3,283.0
旧沼南 町区域	手 賀 沼	300.84	59.0	18.0
	大 津 川	262.28	169.0	16.0
	上 大 津 川	120.53	120.0	58.0
	染 井 入 落	436.51	134.0	73.0
	金 山 落	469.92	319.0	—
	鎌 ヶ 谷	3.70	—	—
	柏	8.53	9.0	—
	松 戸	36.14	36.0	33.0
	沼南台北部	108.08	106.0	97.0
	沼南台南部	14.77	15.0	15.0
	計	1,761.00	967.0	310.0
合 計		7,576.0	5,174.0	3,593.0

## (2) 処理分區別計画概要表(汚水)

旧柏市地域

処 理 分 区		全体計画		計画決定		下水道法 事業認可	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
手 賀 沼 流 域 下 水 道	西原第1	54	5,600	53	5,590	53	5,600
	西原第2	10	950	10	950	10	950
	西原第3	53	3,800	52	3,790	52	3,800
	流山第1	35	4,300	35	4,300	35	4,270
	流山第2	15	2,700	15	2,700	15	2,570
	駒木第3	10	700	10	700	9	410
	柏第1	397	11,000	352	10,500	352	10,970
	柏第2	537	38,050	518	37,970	※ 519	38,030
	柏第3	124	15,200	116	15,160	116	14,390
	柏第4	122	9,800	111	9,780	111	9,800
	柏第4-1	165	12,800	159	12,760	159	12,800
	柏第5-1	63	3,000	50	2,870	50	3,000
	柏第5-2	31	1,100	14	970	14	1,080
	柏第6	493	40,000	493	40,000	493	39,620
	柏第7	39	3,050	39	3,050	39	2,940
	柏第8-1	76	3,850	65	3,750	65	3,840
	柏第8-2	158	10,550	127	10,380	127	10,500
	柏第9-1	26	2,600	26	2,600	26	2,530
	柏第9-2	124	10,600	119	10,570	119	10,600
	柏第10	11	300	3	240	3	280
	柏第11	513	25,100	259	23,250	※ 260	24,830
	柏第12	124	7,900	82	7,650	82	7,440
	柏第13	438	29,200	338	28,400	※ 339	29,180
	柏第14	443	39,500	365	38,520	365	39,330
	我孫子第1	2	200	2	200	2	220
	我孫子北部第1	28	2,000	18	1,660	18	1,780
	柏北部第1-1	636	20,000	230	10,250	232	11,620
	柏北部第1-2	302	28,450	302	28,440	300	21,130
	柏北部第2	167	7,800	107	6,560	107	4,790
	柏北部第3	32	1,500	14	1,290	14	1,160
柏北部第4	49	1,000	7	400	7	770	
柏北部第5	121	3,100	32	940	32	2,120	
柏北部第6	100	4,300	36	3,310	36	3,800	
計	5,498	350,000	4,159	329,500	4,161	326,150	
江流 戸域 川下 左水 岸道	流山第7	14	420	9	610	—	—
	流山第7-1	35	2,300	35	2,300	35	2,300
	流山第7-2	4	230	8	500	—	—
	流山第7-3	32	2,050	32	2,050	32	2,050
	流山第7-4	21	1,350	21	1,350	21	1,350
	流山第8	190	12,800	156	12,450	156	12,450
	流山第9-4	21	850	—	—	—	—
	計	317	20,000	261	19,260	244	18,150
十余二処理区		手賀沼流域下水道に編入					
合計		5,815	370,000	4,420	348,760	4,405	344,300

※調整区域(柏第2処理分区:0.6ha, 柏第11処理分区:0.11ha, 柏第13処理分区:1.0ha)を含む。

## 旧沼南町地域

処 理 分 区		全体計画		計画決定 手賀沼最終：H19.3.20		下水道法事業認可 手賀沼最終：H20.3.4	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
手 賀 沼 流 域 下 水 道	沼 南 第 1	186	17,460	175	16,427	181	15,860
	沼 南 第 2	73	3,910	46	3,610	46	3,600
	沼 南 第 3	116	440				
	沼 南 第 4	126	640				
	沼南第5－1	379	11,750	149	7,143	143	5,700
	沼南第5－2	41	50				
	柏 第 1 0	147	8,830	147	8,830	147	8,540
	柏 第 1 2	110	2,490	53	2,360	53	2,380
	松 戸	64	6,730	64	6,730	63	6,450
	鎌ヶ谷第4	14	780	14	780	14	780
	金 山 第 1	190	720	190	720	55	650
	金 山 第 2	133	2,400	129	2,400	129	2,350
	金 山 第 3	41	70				
	金 山 第 4	35	10				
	金 山 第 5	106	120				
	計	1,761	56,400	967	49,000	831	46,310

(3) 排水区別計画概要表 (雨水)

旧柏市区域

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19.3.20(ha)	下水道法事業認可 最終：H20.3.4(ha)
大堀川	大堀川右岸第1	42	35	35
	大堀川右岸第2	98	93	93
	大堀川右岸第3	49	23	23
	大堀川右岸第4	15	16	15
	大堀川右岸第5	11	10	10
	大堀川右岸第6	9	5	5
	大堀川右岸第7-1	231	230	230
	大堀川右岸第7-2	60	54	54
	大堀川右岸第7-3	36	35	35
	大堀川右岸第8	372	368	368
	大堀川右岸第10-1	23	23	23
	大堀川右岸第10-2	13	13	13
	大堀川右岸第11	26	26	26
	大堀川右岸第12	8	—	—
	大堀川右岸第13	11	—	—
	小計	1,004	931	930
	大堀川左岸第1	39	39	39
	大堀川左岸第2	866	865	865
	大堀川左岸第3	35	13	13
	大堀川左岸第4	68	59	59
	大堀川左岸第5	29	25	25
	大堀川左岸第6	57	46	46
	大堀川左岸第8	56	44	44
	大堀川左岸第10	153	136	136
	大堀川左岸第11	23	19	19
	大堀川左岸第12	26	—	—
	大堀川左岸第13	90	90	90
	大堀川左岸第14	19	6	—
	大堀川左岸第15	115	115	—
	小計	1,576	1,457	1,336
	計①	2,580	2,388	2,266
	大津川	大津川左岸第1	145	140
大津川左岸第2		28	28	26
大津川左岸第3		442	378	377
大津川左岸第4		425	306	306
大津川左岸第5		102	87	—

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19.3.20(ha)	下水道法事業認可 最終：H20.3.4(ha)
大津川	大津川左岸第6	515	270	—
	大津川左岸第7	30	—	—
	大津川左岸第8	9	3	—
	計 ②	1,696	1,212	841
利根川	利根川第1	53	5	—
	利根川第2	91	—	—
	利根川第3	43	—	—
	利根川第4-1	77	—	—
	利根川第4-2	83	—	—
	利根川第5-1	138	15	15
	利根川第5-2	14	—	—
	利根川第6-1	162	160	160
	利根川第6-2	25	2	2
	利根川第7	92	—	—
	計 ③	778	182	177
利根運河	利根運河第1	42	—	—
	利根運河第2	188	67	—
	利根運河第3	10	—	—
	利根運河第4	107	26	—
	利根運河第5	65	29	—
	計 ④	412	122	0
富士川	富士川第1	26	26	—
	富士川第2	61	61	—
	富士川第3	131	94	—
	計 ⑤	218	181	0
坂川	坂川第1	12	12	—
	坂川第2	45	45	—
	坂川第3	—	9	—
	名都借	16	16	—
	名都借第2	40	40	—
	八木川第1	20	—	—
	計 ⑥	133	122	0
	合計 ①～⑥	5,817	4,207	3,283

※十余二処理区は除く。

## 旧沼南町区域

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19.3.20(ha)	下水道法事業認可 最終：H20.3.4(ha)
手 賀 沼	手賀沼第1排水区	27.65	—	—
	手賀沼第2排水区	5.30	—	—
	手賀沼第3排水区	102.81	20.00	—
	手賀沼第4排水区	124.24	21.00	—
	手賀沼第5排水区	7.29	—	—
	手賀沼第6排水区	32.55	18.00	18.00
	手賀沼第7排水区	1.00	—	—
	小計	300.84	59.00	18.00
	染井入落第1排水区	95.84	69.00	42.00
	染井入落第2排水区	17.44	17.00	—
	染井入落第3排水区	6.54	6.00	—
	染井入落第4排水区	47.60	—	—
	染井入落第5排水区	9.26	8.00	—
	染井入落第6排水区	23.50	—	—
	染井入落第7排水区	5.89	3.00	—
	染井入落第8排水区	7.38	6.00	6.00
	染井入落第9排水区	2.15	—	—
	染井入落第10排水区	1.92	—	—
	染井入落第11排水区	1.80	—	—
	染井入落第12排水区	39.20	—	—
	染井入落第13排水区	0.45	—	—
	染井入落第14排水区	84.03	—	—
	染井入落第15排水区	4.11	—	—
	染井入落第16排水区	2.37	—	—
	染井入落第17排水区	2.93	—	—
	染井入落第18排水区	29.17	25.00	24.00
	染井入落第19排水区	2.98	—	—
	染井入落第20排水区	2.29	—	—
	染井入落第21排水区	4.34	—	—
	染井入落第22排水区	4.32	—	—
	染井入落第23排水区	41.00	—	—
	小計	436.51	134.00	72.00
	金山落第1排水区	4.00	4.00	—
金山落第2排水区	294.89	295.00	—	
金山落第3排水区	69.90	20.00	—	
金山落第4排水区	36.30	—	—	

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19.3.20(ha)	下水道法事業認可 最終：H20.3.4(ha)
手賀沼	金山落第5排水区	63.00	—	—
	金山落第6排水区	1.53	—	—
	小計	469.62	319.00	0.00
	計①	1,206.97	512.00	90.00
大津川	大津川右岸第1排水区	40.70	—	—
	大津川右岸第2排水区	23.26	9.00	—
	大津川右岸第3排水区	0.56	1.00	—
	大津川右岸第4排水区	11.32	11.00	—
	大津川右岸第5排水区	3.11	3.00	—
	大津川右岸第6排水区	11.22	10.00	—
	大津川右岸第7排水区	4.51	3.00	—
	大津川右岸第8排水区	5.03	3.00	—
	大津川右岸第9排水区	30.06	30.00	11.00
	大津川右岸第10排水区	2.28	—	—
	大津川右岸第11排水区	1.27	—	—
	大津川右岸第12排水区	1.04	1.00	—
	大津川右岸第13排水区	8.05	8.00	—
	大津川右岸第14排水区	0.83	1.00	—
	大津川右岸第15排水区	25.00	25.00	—
	大津川右岸第16排水区	22.00	4.00	—
	大津川右岸第17排水区	7.64	—	—
	大津川右岸第18排水区	4.60	—	—
	小計	202.48	109.00	11.00
	川	大津川左岸第1排水区	38.30	38.00
大津川左岸第2排水区		21.50	22.00	—
小計		59.80	60.00	5.00
上大津川右岸第1排水区		76.50	76.00	45.00
上大津川右岸第2排水区		16.00	16.00	—
上大津川左岸第1排水区		28.03	28.00	14.00
小計		120.53	120.00	59.00
鎌ヶ谷排水区		3.70	—	—
柏排水区		8.53	9.00	—
松戸排水区		36.14	36.00	33.00
沼南台北部排水区		108.08	106.00	97.00
沼南台南部排水区	14.77	15.00	15.00	
計②	554.03	455.00	220.00	
	合計①+②	1,761.00	967.00	310.00

## 2 流域下水道の計画概要等

平成20年3月31日現在

項 目		手賀沼流域下水道			江戸川左岸流域下水道		
計	処 理 面 積	12,731ha			21,036ha		
	処 理 人 口	721.1千人			1,430.0千人		
	処 理 水 量	392.8km <sup>3</sup> /日最大			774.0km <sup>3</sup> /日最大		
	事 業 年 度	昭和46年度～平成29年度			昭和47年度～平成29年度		
画	関 係 市 町	○柏市, ○我孫子市, ○流山市, ○松戸市, ○鎌ヶ谷市, ○印西市, ○白井市 (○印供用開始市)			○市川市, ○松戸市, ○流山市, ○野田市, ○柏市, ○船橋市, ○浦安市, 鎌ヶ谷市 (○印供用開始市)		
		全体計画	平成19年度末	整備率	全体計画	平成19年度末	整備率
整備状況等	管 渠	87.8km	83.7km	95%	115.6km	85.5km	74%
	ポ ン プ 場	1ヶ所	1ヶ所	100%	2ヶ所	1ヶ所	50%
	処 理 場	8系列	5.5系列	69%	17系列	8.0系列	47%
	処 理 能 力	392.8km <sup>3</sup> /日	314.0km <sup>3</sup> /日	78%	774.0km <sup>3</sup> /日	464.0km <sup>3</sup> /日	60%
	事 業 費	2,310億円	1,898億円	82%	3,820億円	2,728億円	71%
	単年度事業費	6.6億円			73億円		
維持管理	処 理 面 積	6,405ha			8,837ha		
	処 理 人 口	519.9千人			914.9千人		
	水 洗 化 人 口	474.1千人			843.7千人		
	処 理 水 量	65,167km <sup>3</sup> /年(約178km <sup>3</sup> /日)			114,821km <sup>3</sup> /年(約314km <sup>3</sup> /日)		
用本 状市 況利	※水洗化人口	285,438人			13,901人		
	水洗化世帯数	115,485世帯			5,709世帯		
	処 理 水 量	43,724km <sup>3</sup> /年(約119.8km <sup>3</sup> /日)			1,995km <sup>3</sup> /年(約5.5km <sup>3</sup> /日)		

※ 外人登録を含む



### 3 下水道整備計画

年度		整備面積		行政人口 千人	処理人口 ※千人	普及率 %	事業費 千円	事業別			財源内訳				
		単年 ha	累計 ha					補助事業 千円	起債事業 千円	単独事業 千円	国費 千円	県費 千円	起債 千円	受益者負担 金等 千円	一般 千円
10	計画	90	2,692	328	218	66	6,800,000	3,500,000	2,300,000	1,000,000	1,750,000	23,000	3,702,000	232,492	1,092,508
	実績	123	2,725	322	218	67	5,897,454	2,910,000	2,300,000	687,454	1,455,000	22,880	3,431,000	301,190	687,384
11	計画	150	2,875	323	229	70	6,370,000	2,810,000	2,300,000	1,260,000	1,405,000	23,000	3,398,400	245,772	1,297,828
	実績	154	2,879	324	232	71	6,607,012	3,226,000	2,157,430	1,223,582	1,613,000	21,400	3,447,500	313,206	1,211,906
12	計画	90	2,969	325	239	73	5,000,000	2,000,000	2,200,000	800,000	1,000,000	21,850	2,933,900	245,730	798,520
	実績	112	2,991	325	243	74	5,448,962	2,084,000	2,200,000	1,164,962	1,042,000	25,350	2,964,700	416,066	1,000,846
13	計画	90	3,081	326	247	75	5,000,000	1,800,000	2,350,000	850,000	900,000	23,350	2,986,900	173,361	916,389
	実績	167	3,158	326	257	78	4,384,462	1,230,000	2,400,000	754,462	615,000	36,830	2,780,400	338,167	614,065
14	計画	90	3,248	328	257	78	4,600,000	1,200,000	2,790,000	610,000	600,000	27,750	3,136,500	166,129	669,621
	実績	116	3,274	328	265	80	3,633,458	1,250,000	1,773,000	610,458	625,000	0	2,239,200	338,173	431,085
15	計画	113	3,387	331	271	81	4,194,000	1,672,000	1,200,000	1,322,000	836,000	0	1,788,600	1,155,357	414,043
	実績	86	3,360	328	271	82	3,741,995	1,672,000	1,020,000	1,049,995	836,000	0	1,620,500	944,652	340,843
16	計画	104	3,464	333	275	83	3,760,000	1,860,000	1,000,000	900,000	930,000	0	1,620,200	770,132	439,668
	実績	67	3,993	376	312	83	4,019,082	2,318,000	861,590	839,492	1,159,000	0	1,626,600	823,048	410,434
17	計画	77	4,070	377	317	84	2,748,065	1,343,000	700,000	705,065	671,500	0	1,129,500	499,082	447,983
	実績	79	4,072	378	317	83.9	2,471,860	1,343,000	578,000	550,860	671,500	0	1,018,400	467,172	314,788
18	計画	58	4,130	379	321	84.8	2,124,665	959,834	470,000	694,831	479,917	0	709,000	501,184	434,564
	実績	72	4,144	382	324	84.8	1,828,000	959,834	323,176	544,990	479,917	0	570,400	558,696	218,987
19	計画	65	4,209	384	331	86.6	2,830,986	1,425,400	555,000	850,586	712,700	0	976,600	778,835	362,851
	実績	98	4,242	386	330	85.6	2,689,435	1,646,049	377,308	666,078	823,025	0	800,700	646,515	419,196
20	計画	27	4,269	389	342	87.9	2,605,000	1,204,000	614,500	786,500	602,000	0	906,700	795,596	300,704
	実績														

※ 平成10年度3次補正（補助：780,000千円、単独：18,000千円）は、平成11年度に含む。

※ 処理人口（平成13年度までは整備人口の数値を記載している。）

※ 受益者負担金等には、平成14年度以降の北部開発に係る建設負担金（翌年度への繰越を含む）を含むが、分担金は含んでいない。

※ 流域下水道は除く。

※ 平成16年度実績から、旧沼南町との合併を反映している。

#### 4 下水道事業認可の経緯

柏処理区（柏市第1号公共下水道：合流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	建設省告示 第2513号 S35. 11.29	面積(ha) 403 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 30,000		建設省35千計 第4号 S37. 3.31	面積(ha) 109 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 270 事業年度 S35~39		建設省告示 第2513号 S35. 11.29	面積(ha) 109 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 270 事業年度 S35~39	
第1次変更	建設省告示 第510号 S39. 3.16	面積(ha) 417 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 30,000	区域の追加	建設省千都 第83号 S40. 2.27	面積(ha) 119 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 425 事業年度 S35~43	区域の追加	建設省告示 第510号 S39. 3.16	面積(ha) 119 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 425 事業年度 S35~43	区域の追加
第2次変更	建設省告示 第907号 S43. 3.30	面積(ha) 438 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 23,220	区域の追加	建設省千都下発 第27号の1 S46. 1.21	面積(ha) 221 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,560 事業費(百万円) 1,840 事業年度 S35~49	区域の追加 処理場の認可	建設省告示 第907号 S43. 3.30	面積(ha) 223 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,600 事業費(百万円) 1,502 事業年度 S35~48	区域の追加 処理場の認可
第3次変更	—	—	—	—	—	—	県告示 第359号 S49. 3.29	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~49	事業年度の延伸
第4次変更	—	—	—	—	—	—	県告示 第364号 S50. 3.28	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~51	事業年度の延伸
第5次変更	《手賀沼処理区の変更による》 市告示 第37号 S50. 7. 1	面積(ha) 221 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に 217haを編入	—	—	—	県告示 第240号 S52. 3.29	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~52	事業年度の延伸

第 6 次 変 更	《手賀沼処理区の 変更による》 市告示 第53号 S57. 7.15	面積 (ha) 133 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に 88haを編入	《手賀沼処理区の 変更による》 県指令 第332号の2 S57. 8.24	面積 (ha) 133 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	手賀沼処理区に 88haを編入	《手賀沼処理区の 変更による》 県告示 第671号の2 S57. 8.27	面積 (ha) 145 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	手賀沼処理区に 88haを編入
	最 終	《手賀沼処理区の 変更による》 市告示 第15号 H10. 2. 5	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の 変更による》 県指令 第60号 H10. 3.30	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の 変更による》 県告示 第380号 H10. 3.31	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —

十余二処理区 (柏市第2号公共下水道：分流式)

	都 市 計 画 決 定			下 水 道 法 事 業 認 可			都 市 計 画 法 事 業 認 可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当 初	建設省告示 第4302号 S42. 12.18	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	—	建設省千計下 第1号 S43. 1.25	面積 (ha) 98 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) 197 事業年度 S42~44 【雨水】面積(ha) 98	—	建設省告示 第4302号 S42. 12.18	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) 197 事業年度 S42~44 【雨水】面積(ha) 106	—
第 1 次 変 更	—	—	—	—	—	—	建設省告示 第3310号 S43. 11. 6	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 5,500 事業費(百万円) 593 事業年度 S42~46	処理場の認可, 事業 年度の延伸
最 終	《手賀沼処理区の 変更による》 市告示 第31号 H. 14. 2. 8	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の 変更による》 県指令 第70号 H15. 3. 25	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の 変更による》 県告示 第383号 H15. 4.11	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了

手賀沼処理区（柏市第3号公共下水道：分流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	市告示 第68号 S48. 12.15	面積(ha) 149 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404		県指令 第2524号 S48. 12.18	面積(ha) 149.3 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404 事業費(百万円) 1,940 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 149.3	柏第6・7処理分区	県告示 第1021号 S48. 12.28	面積(ha) 149.3 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404 事業費(百万円) 1,940 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 149.3	柏第6・7処理分区
第1次変更	市告示 第37号 S50. 7. 1	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 61,880	区域の追加 (978ha)	県指令 第2171号 S50. 9.10	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 4,880 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 288.02	事業年度の延伸, 区域の追加(139ha) 柏第8・9処理分区	県告示 第940号 S50. 12. 5	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 4,880 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 288.02	事業年度の延伸, 区域の追加(139ha) 柏第8・9処理分区
第2次変更	市告示 第1号 S54. 1. 6	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	原単位の変更 幹線ルートの変更	県指令 第2913号 S54. 2.22	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 5,000 事業年度 S48~54	事業費の変更, 一部幹線ルートの変更	県告示 第161号 S54. 3. 2	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 5,000 事業年度 S48~54	事業費の変更, 一部幹線ルートの変更
第3次変更	市告示 第19号 S55. 3.13	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	一部幹線ルートの変更	県指令 第2293号 S55. 3.25	面積(ha) 485.3 人口(人) 52,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 27,040 事業費(百万円) 14,090 事業年度 S48~59 【雨水】面積(ha) 485.3	事業年度の延伸, 区域の追加(197ha) , 柏第8-1・8-2・ 9-1・9-2処理分区	県告示 第359号 S55. 3.28	面積(ha) 485.3 人口(人) 52,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 27,040 事業費(百万円) 14,090 事業年度 S48~59 【雨水】面積(ha) 485.3	事業年度の延伸, 区域の追加(197ha) 柏第8-1・8-2・ 9-1・9-2処理分区
第4次変更	市告示 第5号 S56. 3.20	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	断面, ルート, 延長の変更	県指令 第292号の4 S56. 6.12	面積(ha) 1,013 人口(人) 95,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 47,600 事業費(百万円) 22,920 事業年度 S48~60 【雨水】面積(ha) 485	事業年度の延伸, 区域の追加(528ha) 柏第2・14処理分区	県告示 第533号 S56. 6.12	面積(ha) 1,013 人口(人) 95,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 47,600 事業費(百万円) 22,920 事業年度 S48~60 【雨水】面積(ha) 485	事業年度の延伸, 区域の追加(528ha) 柏第2・14処理分区

第5次変更	市告示 第53号 S57. 7.15	面積(ha) 1,215	区域の追加 (88ha)	県指令 第332号の2 S57. 8.24	面積(ha) 1,101	事業年度の延伸, 区域の追加(88ha) 柏第4処理分区	県告示 第671号の2 S57. 8.27	面積(ha) 1,101	事業年度の延伸, 区域の追加(88ha) 柏第4処理分区
		人口(人) 130,000			人口(人) 106,200			人口(人) 106,200	
		日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 78,000			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 53,100			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 53,100	
					事業費(百万円) 29,081			事業費(百万円) 29,081	
					事業年度 S48~63			事業年度 S48~63	
					【雨水】面積(ha) 573			【雨水】面積(ha) 573	
第6次変更	市告示 第8号 S59. 2.9	面積(ha) 2,493	区域の追加 (1,278ha)	県指令 第283号の1 S59. 4.4	面積(ha) 1,599	事業年度の延伸, 区域の追加(498ha), 柏第1・2・3・6・14 処理分区	県告示 第445号 S59. 4.13	面積(ha) 1,599	事業年度の延伸, 区域の追加(498ha), 柏第1・2・3・6・14 処理分区
		人口(人) 218,000			人口(人) 154,600			人口(人) 154,600	
		日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 158,300			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 85,030			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 85,030	
					事業費(百万円) 45,818			事業費(百万円) 45,818	
					事業年度 S48~65			事業年度 S48~65	
					【雨水】面積(ha) 897			【雨水】面積(ha) 897	
第7次変更	—	—	—	県指令 第2号の7 S62. 3.31	面積(ha) 2,010	事業年度の延伸, 区域の追加(411ha), 柏第1・2・6・13・14 処理分区	県告示 第340号 S62. 3.31	面積(ha) 2,010	事業年度の延伸, 区域の追加(411ha), 柏第1・2・6・13・14 処理分区
					人口(人) 182,300			人口(人) 182,300	
					日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 106,265			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 106,265	
					事業費(百万円) 50,258			事業費(百万円) 50,258	
					事業年度 S48~68			事業年度 S48~68	
第8次変更	市告示 第26号 H元 3.24	面積(ha) 2,664	区域の追加 (171ha)	県指令 第2号の2 H元 5.1	面積(ha) 2,510	事業年度の延伸, 区域の追加(500ha), 柏第2・3・4・5・6・ 11・12・13処理分区	県告示 第540号 H元 5.16	面積(ha) 2,510	事業年度の延伸, 区域の追加(500ha), 柏第2・3・4・5・6・ 11・12・13処理分区
		人口(人) 226,500			人口(人) 216,000			人口(人) 216,000	
		日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 144,620			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,515			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,515	
					事業費(百万円) 52,757			事業費(百万円) 52,757	
					事業年度 S48~H5			事業年度 S48~H5	
第9次変更	—	—	—	県指令 第2号の6 H2. 11.6	面積(ha) —	【雨水】 区域の追加面積 1814ha	—	—	—
					人口(人) —				
					日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —				
					事業費(百万円) —				
					事業年度 —				
第10次変更	市告示 第133号 H3. 8.20	面積(ha) 2,674	区域の追加 (10ha) 幹線表示の変更	県指令 第2号の5 H4. 2.4	面積(ha) 2,534	事業年度の延伸, 区域追加(10ha) 柏第5-1・6・10・我 孫子第1処理分区幹 線表示の変更	県告示 第56号 H4. 2.4	面積(ha) 2,534	事業年度の延伸, 区域追加(10ha) 柏第5-1・6・10・我 孫子第1処理分区幹 線表示の変更
		人口(人) 227,100			人口(人) 216,600			人口(人) 216,600	
		日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 144,980			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,845			日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,845	
					事業費(百万円) 63,983			事業費(百万円) 63,983	
					事業年度 S48~H7			事業年度 S48~H7	
					【雨水】面積(ha) 1,816			【雨水】面積(ha) 1,816	

第11次変更	—	—	—	県指令 第2号の2 H 6. 10. 21	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	吐口位置の変更(雨水)	県告示 第874号 H 6. 10. 21	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	吐口位置の変更(雨水)
第12次変更	市告示 第48号 H 7. 2. 27	面積 (ha) 2,890 人口 (人) 260,880 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 165,250	区域の追加 (216ha) 一部幹線の管径, 延長,位置変更	県指令 第2号の4 H 7. 3. 22	面積 (ha) 2,856 人口 (人) 256,580 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 153,993 事業費(百万円) 162,086 事業年度 S48~H10	区域の追加 322ha, 柏第1・11・13・西 原第1~3,流山1・2 幹線ルート変更,事 業年度の延伸	県告示 第416号 H 7. 3. 31	面積 (ha) 2,856 人口 (人) 256,580 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 153,993 事業費(百万円) 162,086 事業年度 S48~H10	区域の追加 322ha, 柏第1・11・13・西原 第1~3,流山1・2 幹 線ルート変更,事業年 度の延伸
					【雨水】面積(ha) 1,818	吐口統合		【雨水】面積(ha) 1,818	吐口統合
第13次変更	市告示 第14号 H 9. 1. 20	面積 (ha) 3,070 人口 (人) 276,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 174,320	区域の追加 (180ha) 幹線表示の変更 (100ha→ 1,000ha)	県指令 第27号 H 9. 10. 30	面積 (ha) 3,038 人口 (人) 245,960 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 149,780 事業費(百万円) 128,240 事業年度 S48~H12	区域の追加182 ha(調整区域 2ha 含 む) 柏第2・11・13 幹線 ルート変更 事業年度の延伸	県告示 第870号 H 9. 12. 9	面積 (ha) 3,036 人口 (人) 245,670 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 149,630 事業費(百万円) 128,240 事業年度 S48~H12	区域の追加180ha 柏第11・13 幹線ルー トの変更 事業年度の延伸
					【雨水】面積(ha) 1,818	幹線ルート変更		【雨水】面積(ha) 1,818	幹線ルート変更
第14次変更	市告示 第15号 H10. 2. 5	面積 (ha) 3,211 人口 (人) 293,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 184,520	区域の追加 (141ha) 処理分区界の変 更	県指令 第60号 H10. 3. 30	面積 (ha) 3,179 人口 (人) 258,390 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 156,820 事業費(百万円) 139,393 事業年度 S48~H12	区域の追加 141ha 柏第4-1 処理区界 変更 柏第2~4・4-1・ 8-2・14 幹線ルート の追加変更	県告示 第380号 H10. 3. 31	面積 (ha) 3,177 人口 (人) 258,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 156,670 事業費(百万円) 139,393 事業年度 S48~H12	区域の追加 141ha 柏第4-1 処理区界変 更 柏第2~4・4-1・ 8-2・14 幹線ルート の追加変更
					【雨水】面積(ha) 1,959	区域追加・ルート 変更		【雨水】面積(ha) 1,959	区域追加・ルート 変更
第15次変更	市告示 第24号 H13. 2. 22	面積 (ha) 3,390 人口 (人) 300,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 204,330	区域の追加 (179ha)	県指令 第40号 H13. 3. 12	面積 (ha) 3,271 人口 (人) 269,910 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 160,430 事業費(百万円) 158,413 事業年度 S48~H15	区域の追加 92ha 柏第2, 3, 4, 6 処理区分 事業年度の延伸	県告示 第59号 H13. 3. 23	面積 (ha) 3,271 人口 (人) 269,910 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 160,430 事業費(百万円) 158,413 事業年度 S48~H15	区域の追加 92ha 柏第2, 3, 4, 6 処理区分 事業年度の延伸
					【雨水】面積(ha) 2,042	区域追加		【雨水】面積(ha) 2,042	区域追加

第16次変更	市告示 第31号 H14. 2. 8	面積(ha) 4,159 人口(人) 330,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 173,670	区域の追加 (769ha) 処理分区界 の変更	県指令 第70号 H15. 3. 25	面積(ha) 4,151 人口(人) 312,020 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 145,260 事業費(百万円) 191,079 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第1, 2, 3, 6, 12 西原第1, 3 我孫子北部第1 柏北部第1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5, 6 区域の削減 柏第11処理分区	県告示 第383号 H15. 4. 11	面積(ha) 4,151 人口(人) 312,020 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 145,260 事業費(百万円) 191,079 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第1, 2, 3, 6, 12 西原第1, 3 我孫子北部第1 柏北部第1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5, 6 区域の削減 柏第11処理分区
		【雨水】面積(ha) 2,600			区域の追加			【雨水】面積(ha) 2,600	
第17次変更	—	—	—	県指令 第31号 H18. 3. 17	面積(ha) 3,283 人口(人) 312,630 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 159,600 事業費(百万円) 204,805 事業年度 S48~H19	区域の追加 駒木第3処理分区	県告示 第384号 H18. 4. 11	面積(ha) 3,283 人口(人) 312,630 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 159,600 事業費(百万円) 204,805 事業年度 S48~H19	区域の追加 駒木第3処理分区
					【雨水】面積(ha) 3,283			区域追加	
第18次変更	市告示 第68号 H19. 3. 20	面積(ha) 5,126 人口(人) 379,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 197,890	沼南町第1号 公共下水道と 統合	県指令 第5391号 H20. 3. 4	面積(ha) 4,992 人口(人) 372,460 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 185,660 事業費(百万円) 222,421 事業年度 S47~H22	沼南計画との 統合 事業年度の延 伸	県告示 第378号 H20. 3. 28	下水道法認可と同様	同左
		【雨水】面積(ha) 4,913			【雨水】面積(ha) 3,593				

江戸川左岸処理区（柏市第4号公共下水道）

	都 市 計 画 決 定			下 水 道 法 事 業 認 可			都 市 計 画 法 事 業 認 可		
	番号・年月日	内 容	変 更 内 容	番号・年月日	内 容	変 更 内 容	番号・年月日	内 容	変 更 内 容
当 初	市告示 第25号 S63. 3.16	面積（ha） 156 人口（人） 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150		県指令 第2号の6 S63. 9.27	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,070 事業年度 S63～66	流山第8処理分区	県告示 第723号 S63. 9.27	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,070 事業年度 S63～66	流山第8処理分区
第 1 次 変 更	市告示 第27号 H元. 3.24	面積（ha） 156 人口（人） 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150	一部幹線ルート、 延長の変更	県指令 第2号の1 H元. 5.1	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,068 事業年度 S63～H3	一部幹線ルート、延 長の変更 事業年度の延伸	県告示 第539号 H元. 5.16	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,068 事業年度 S63～H3	一部幹線ルート、延 長の変更 事業年度の延伸
第 2 次 変 更	市告示 第133号 H3. 8.20	面積（ha） 156 人口（人） 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150	幹線廃止及び 変更	県指令 第2号の1 H4. 2.4	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 5,349 事業年度 S63～H6	事業年度の延伸、 事業費の変更	県告示 第55号 H4. 2.4	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 5,349 事業年度 S63～H6	事業年度の延伸、 事業費の変更
第 3 次 変 更	—	—	—	県指令 第2号の5 H7. 3.31	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 6,224 事業年度 S63～H8	事業年度の延伸 一部幹線ルート、延 長の変更 事業費の変更	県告示 第414号 H7. 3.31	面積（ha） 155 人口（人） 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 6,224 事業年度 S63～H8	事業年度の延伸 一部幹線ルート、延 長の変更 事業費の変更
第 4 次 変 更	市告示 第14号 H9. 1.20	面積（ha） 261 人口（人） 25,480 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,423	区域の追加 (105ha)	県指令 第26号 H9. 3.14	面積（ha） 243 人口（人） 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,988 事業費(百万円) 10,900 事業年度 S63～H12	区域の追加(88ha) 流山第7-1・-3 ・-4,事業年度の延 伸,事業費の変更	県告示 第267号 H9. 3.25	面積（ha） 243 人口（人） 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,988 事業費(百万円) 10,900 事業年度 S63～H12	区域の追加(88ha) 流山第7-1・-3 ・-4,事業年度の延 伸,事業費の変更
第 5 次 変 更	—	—	—	県指令 第5号 H12. 6.8	面積（ha） 243 人口（人） 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,169 事業費(百万円) 10,636 事業年度 S63～H15	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸	県告示 第525号 H12. 6.20	面積（ha） 243 人口（人） 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,169 事業費(百万円) 10,636 事業年度 S63～H15	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸



第 6 次 変 更	—	—	—	県指令 第72号 H15. 3.27	面積 (ha) 243 人口 (人) 17,310 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,679 事業費(百万円) 11,508 事業年度 S63~H19	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸	県告示 第452号 H15. 5. 2	面積 (ha) 243 人口 (人) 17,310 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,679 事業費(百万円) 11,508 事業年度 S63~H19	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸
第 7 次 変 更	—	—	—	県指令 第5396号 H20. 3. 6	面積 (ha) 244 人口 (人) 18,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 8,049 事業費(百万円) 11,532 事業年度 S63~H22	区域の追加 (0.6ha) 幹線の延長変更 事業年度の延伸	県告示 第316号 H20. 3.21	下水道法認可と同様	同左

手賀沼処理区（沼南町第1号公共下水道：分流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当 初	町告示 第28号 S47. 3.23	面積(ha) 120 人口(人) 22,150		県指令 第828号 S48. 3.16	面積(ha) 112 人口(人) 21,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 10,920 事業費(百万円) 703 事業年度 S48～S49		県告示 第922号 S48. 3.23	面積(ha) 112 人口(人) 21,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 10,920 事業費(百万円) 703 事業年度 S48～49	
第1 次 変 更	—	—	—	県指令 第1376号 S50. 3.25	面積(ha) 120 人口(人) 22,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,518 事業費(百万円) 1,140 事業年度 S48～S54	大津ヶ丘団地及び民 間開発区域追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第950号 S50. 3.25	面積(ha) 120 人口(人) 22,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,518 事業費(百万円) 1,140 事業年度 S48～S54	大津ヶ丘団地及び民 間開発区域追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更
第2 次 変 更	町告示 第31号 S53. 11.30	面積(ha) 238 人口(人) 31,625 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 18,975	大井地区の市街 化区域の一部区 域追加変更	県指令 第2653号 S54. 1.18	面積(ha) 238.44 人口(人) 31,625 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,813 事業費(百万円) 3,063 事業年度 S48～S59	大井地区の市街化区 域の一部区域追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第2654号 S54. 1.19	面積(ha) 167.70 人口(人) 25,966 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,983 事業費(百万円) 1,670 事業年度 S48～S57	区域の追加, 事業費, 事業年度の変更
第3 次 変 更	町告示 第30号 S56. 11.11	面積(ha) 486 人口(人) 54,755 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 32,853	大井及び高柳地 区の市街化区域 の一部区域追加 変更	県指令 第292号の6 S57. 3. 1	面積(ha) 291.14 人口(人) 36,895 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,293 事業費(百万円) 5,590 事業年度 S48～S63	大井及び高柳地区の 市街化区域の一部区 域追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第290号の11 S57. 3. 5	面積(ha) 220.40 人口(人) 31,236 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,180 事業費(百万円) 3,090 事業年度 S48～S61	大井及び高柳地区の 市街化区域の一部区 域追加変更, 事業費, 事業年度の変更
第4 次 変 更	町告示 第2号 S59. 2. 3	面積(ha) 486 人口(人) 54,755 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 32,853		県指令 第327号の3 S59. 3.16	面積(ha) 303.80 人口(人) 38,161 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,989 事業費(百万円) 5,921 事業年度 S48～S65	高柳3号幹線沿いの 区域追加変更, 事業 費, 事業年度の変更	県告示 第325号の5 S59. 3.27	面積(ha) 233.06 人口(人) 32,502 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,876 事業費(百万円) 3,495 事業年度 S48～S63	高柳3号幹線沿いの 区域追加変更, 事業 費, 事業年度の変更

第5次変更	—	—	—	県指令 第2号の5 S62. 2.24	面積(ha) 317.00 人口(人) 39,481 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,320 事業費(百万円) 4,028 事業年度 S48~S67	鎌ヶ谷第4処理分区 及び柏第10処理分 区の一部区域の追加 変更並びに雨水認可 区域の一部区域を削 除(整備済の区域のみ 認可) 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第3号の12 S62. 2.24	面積(ha) 317.00 人口(人) 39,481 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,320 事業費(百万円) 4,028 事業年度 S48~S67	鎌ヶ谷第4処理分区 及び柏第10処理分 区の一部区域の追加 変更並びに雨水認可 区域の一部区域を削 除(整備済の区域のみ 認可) 事業費, 事業年 度の変更
					【雨水】面積(ha) 152.14			【雨水】面積(ha) 152.14	
第6次変更	町告示 第49号 S62. 8.26	面積(ha) 557 人口(人) 56,985 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 34,191	大井地区と高柳 地区の一部区域 追加変更	県指令 第2号の7 S63. 12. 6	面積(ha) 396.21 人口(人) 31,507 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,329 事業費(百万円) 5,714 事業年度 S48~S68	沼南第2処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更並びに松戸処理分 区の全域を追加認 可, 高柳新田土地 画整理の雨水計画区 域を追加変更, 事業 費, 事業年度の変更	県指令 第4号の12 S63. 12. 6	面積(ha) 396.21 人口(人) 31,507 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,329 事業費(百万円) 5,714 事業年度 S48~S68	沼南第2処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更並びに松戸処理分 区の全域を追加認 可, 高柳新田土地 画整理の雨水計画区 域を追加変更, 事業 費, 事業年度の変更
					【雨水】面積(ha) 198.44			【雨水】面積(ha) 198.44	
第7次変更	町告示 第58号 H2. 7.16	面積(ha) 876 人口(人) 60,082 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 36,049	自衛隊基地とそ の周辺市街地の 追加	県指令 第2号の3 H2. 10.23	面積(ha) 477.34 人口(人) 27,950 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,373 事業費(百万円) 6,197 事業年度 S48~H5	沼南第2処理分区及 び柏第10処理分 区, 柏第12処理分 区の一部区域の追加 変更並びに沼南第1 処理分区と柏第12 処理分区界の変更, 事業費, 事業年度の 変更	県指令 第4号の7 H2. 10.23	面積(ha) 477.34 人口(人) 27,950 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,373 事業費(百万円) 6,197 事業年度 S48~H5	沼南第2処理分区及 び柏第10処理分 区, 柏第12処理分 区の一部区域の追加 変更並びに沼南第1 処理分区と柏第12 処理分区界の変更, 事業費, 事業年度の 変更
					【雨水】面積(ha) 198.44			【雨水】面積(ha) 198.44	
第8次変更	—	—	—	県指令 第2号の3 H4. 8. 4	面積(ha) 667.24 人口(人) 38,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,660 事業費(百万円) 10,749 事業年度 S48~H10	高柳向原土地画整 理区域と大井地区と 高柳地区の一部市街 化区域の追加変更, 事業費, 事業年度の 変更	県指令 第4号の3 H4. 8. 4	面積(ha) 667.24 人口(人) 38,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,660 事業費(百万円) 10,749 事業年度 S48~H10	高柳向原土地画整 理区域と大井地区と 高柳地区の一部市街 化区域の追加変更, 事業費, 事業年度の 変更
					【雨水】面積(ha) 203.51			【雨水】面積(ha) 203.51	

第9次変更	町告示 第29号 H10. 4.16	面積(ha) 918 人口(人) 63,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 38,830	第二工業団地の 区域助成変更	県指令 第50号 H11. 2.22	面積(ha) 714.63 人口(人) 35,720 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,130 事業費(百万円) 16,060 事業年度 S48~H12	沼南第5処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更	県指令 第49号 H11. 3.12	面積(ha) 714.63 人口(人) 35,720 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,130 事業費(百万円) 16,060 事業年度 S48~H12	沼南第5処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更
		【雨水】面積(ha) 203.51			【雨水】面積(ha) 203.51				
第10次変更	—	—	—	県指令 第55号 H13. 3.22	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	汚水柏第10処理分 区と雨水上大津川右 岸第1排水区及び染 井入落第1排水区の 各一部区域の追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第80号 H13. 3.30	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	汚水柏第10処理分 区と雨水上大津川右 岸第1排水区及び染 井入落第1排水区の 各一部区域の追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更
					【雨水】面積(ha) 260.87			【雨水】面積(ha) 260.87	
第11次変更	町告示 第19号 H13. 4.27	面積(ha) 918 人口(人) 63,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 38,830	松戸市との行政 区域変更に伴う 区域変更	県指令 第10号 H13. 6.11	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	松戸市との行政区 域変更に伴う区域変 更	県指令 第11号 H13. 7.13	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	松戸市との行政区 域変更に伴う区域変 更
		【雨水】面積(ha) 260.87			【雨水】面積(ha) 260.87				
第12次変更	町告示 第5号 H14. 2.5	面積(ha) 967 人口(人) 49,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 24,220		県指令 第7号 H14. 4.22	面積(ha) 782.42 人口(人) 40,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,810 事業費(百万円) 19,359 事業年度 S48~H19	全体計画見直しに伴 う新規接続点の追加 による処理分区界の 変更及び区画整理の 具体化に伴う区域拡 大, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第23号 H14. 5.21	面積(ha) 782.42 人口(人) 40,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,810 事業費(百万円) 19,359 事業年度 S48~H19	全体計画見直しに伴 う新規接続点の追加 による処理分区界の 変更及び区画整理の 具体化に伴う区域拡 大, 事業費, 事業年 度の変更
		【雨水】面積(ha) 309.94			【雨水】面積(ha) 309.94				

第13次変更	—	—	—	県指令 第32号 H18. 3.17	面積(ha) 832 人口(人) 41,050 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,970 事業費(百万円) 16,706 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第10処理分区 鎌ヶ谷第4処理分区	県指令 第404号 H18. 4.14	面積(ha) 832 人口(人) 41,050 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,970 事業費(百万円) 16,706 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第10処理分区 鎌ヶ谷第4処理分区
					【雨水】面積(ha) 310	区域の追加		【雨水】面積(ha) 310	区域の追加
最終	《都市計画の統合による》 市告示 第68号 H19. 3. 20	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	柏市第3号 公共下水道 に統合	県指令 第5391号 H20. 3. 4	—	柏市認可計画 に統合	県告示 第378号 H20. 3.28	—	柏市認可計画 に統合

### Ⅲ 下水道整備状況

#### 1 整備状況

(1) 処理区別整備状況

平成20年3月31日現在

項目	単位	旧柏市区域			旧沼南町区域
		十余二処理区	手賀沼処理区	江戸川左岸処理区	手賀沼処理区
着手時期	—	S42.12	S48.12	S63.3	S47.3
供用開始年月	—	S45.10	S56.4	H3.1	S56.5
全体計画面積	ha	※1(106)	5,498	317	1,761
整備面積	ha	※1(98)	3,313	211	619
処理面積	ha	※1(98)	3,246	211	618
整備延長	km	※1(5.0)	632.6	38.5	135.4
計画人口	人	※2	350,000	20,000	56,400
処理区内定住人口	人	※2	316,836	20,093	44,405
処理人口	人	※2	276,844	16,375	37,154

※1 平成14年度、十余二処理区は手賀沼処理区に編入されたため、( )内の数字は手賀沼処理区に含まれている。

※2 十余二処理区は特定公共下水道に位置付けられていたため、数値なし。

(2) 年度別整備状況

項目	単位	平成19年度	平成18年度
行政区域面積	h a	11,490	11,490
市街化区域面積	h a	5,406	5,406
行政区域人口 A	人	385,823	381,999
行政世帯	世帯	156,627	153,252
全体計画面積	h a	(旧 柏) 5,815	(旧 柏) 5,815
		(旧沼南) 1,761	(旧沼南) 1,761
全体計画人口	人	(旧 柏) 370,000	(旧 柏) 370,000
		(旧沼南) 56,400	(旧沼南) 56,400
認可面積	h a	(旧 柏) 4,405	(旧 柏) 4,403
		(旧沼南) 831	(旧沼南) 832
認可人口	人	(旧 柏) 344,300	(旧 柏) 329,940
		(旧沼南) 46,310	(旧沼南) 41,050
整備面積	h a	4,242.13	4,143.64
整備人口 B	人	340,768	327,023
処 理 面 積	h a	(3月31日付) 4,082.08	(3月31日付) 4,046.63
		(4月 1日付) 4,163.67	(4月 1日付) 4,075.02
処 理 人 口 C	人	(3月31日付) 326,590	(3月31日付) 320,179
		(4月 1日付) 330,373	(4月 1日付) 324,060
処 理 世 帯	世帯	(3月31日付) 132,256	(3月31日付) 128,645
		(4月 1日付) 133,313	(4月 1日付) 129,320
水洗化人口 D	人	(3月31日付) 299,339	(3月31日付) 314,981
水洗化世帯	世帯	(3月31日付) 121,194	(3月31日付) 126,615
普及率 (C / A)	%	(4月 1日付) 85.6	(4月 1日付) 84.8
水洗化率 (D / C)	%	(3月31日付) 91.7	(3月31日付) 98.4

※人口は住民基本台帳によるもの。

※普及率は13年度までは (B / A)

※平成16年度 沼南町と合併

※平成19年度は水洗化人口の算出方法を変更したことから水洗化率が変動した。

平成17年度	平成16年度	平成15年度
11,490	11,490	7,291
5,410	5,410	4,738
378,276	376,018	328,492
150,072	147,713	129,012
(旧 栢) 5,815	(旧 栢) 5,815	5,815
(旧 沼南) 1,761	(旧 沼南) 1,761	
(旧 栢) 370,000	(旧 栢) 370,000	370,000
(旧 沼南) 56,400	(旧 沼南) 56,400	
(旧 栢) 4,403	(旧 栢) 4,394	4,394
(旧 沼南) 832	(旧 沼南) 783	
(旧 栢) 329,940	(旧 栢) 329,330	329,330
(旧 沼南) 41,050	(旧 沼南) 40,680	
4,072.10	3,993	3,360
318,280	313,603	275,379
(3月31日付) 3,976.92	3,954	3,297
(4月1日付) 4,019.56		
(3月31日付) 315,499	312,238	270,885
(4月1日付) 317,221		
(3月31日付) 125,126	122,875	107,616
(4月1日付) 125,765		
(3月31日付) 307,458	296,816	255,652
(3月31日付) 122,379	115,472	100,763
(4月1日付) 83.9	83	82
(3月31日付) 97.5	95.1	94.4



## (3) 下水道事業業務量

項 目		単位	平成19年度	平成18年度
公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	44,925	45,968
	年間汚水量A	千m <sup>3</sup>	44,520	45,551
	年間有収水量B	千m <sup>3</sup>	36,812	36,108
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	7,708	9,443
	有収率(B/A)	%	82.69	79.27
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	139.12	138.25
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	158.82	211.83
		維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	74.10
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	84.73	136.27
特定公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	1,152	1,207
	年間汚水量A	千m <sup>3</sup>	1,152	1,207
	年間有収水量B	千m <sup>3</sup>	899	830
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	253	377
	有収率(B/A)	%	78.04	68.77
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	228.67	222.65
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	189.11	240.29
		維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	189.11
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	—	—
特定環境保全公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	394	475
	年間汚水量A	千m <sup>3</sup>	394	475
	年間有収水量B	千m <sup>3</sup>	323	367
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	71	108
	有収率(B/A)	%	81.98	77.26
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	259.15	144.38
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	193.43	164.79
		維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	90.80
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	102.63	88.31

平成17年度	平成16年度	平成15年度
43,031	41,099	39,132
42,464	40,320	38,241
34,479	33,891	30,887
7,985	6,429	7,354
81.20	84.06	80.77
134.93	136.06	134.40
213.16	210.43	207.72
72.62	76.03	74.25
140.55	134.40	133.47
1,027	1,200	1,310
1,027	1,200	1,310
719	837	899
308	363	411
70.01	69.75	68.63
186.41	182.77	185.61
254.03	217.39	202.28
254.03	217.39	202.28
—	—	—
441	452	447
441	452	447
352	362	341
89	90	106
79.82	80.09	76.29
160.90	180.83	210.24
171.72	193.00	172.99
77.26	138.49	121.78
94.47	54.52	51.21

## 2 雨水の整備状況（幹線）

平成20年3月31日現在

流域名	雨水幹線の延長（m）		整備率 （%）
	計画	整備	
大堀川排水区	38,720	28,415	73.4
大津川排水区	34,603	15,206	43.9
富士川排水区	3,680	485	13.2
坂川排水区	200	0	0.0
利根川排水区	19,183	6,414	33.4
利根運河排水区	9,754	3,690	37.8
手賀沼排水区	5,421	0	0.0
染井入落排水区	8,138	178	2.2
金山排水区	8,431	0	0.0
松戸排水区	96	96	100.0
沼南台排水区	2,215	2,215	100.0
計	130,441	56,699	43.5

※雨水の整備については、下水道事業認可区域内の雨水幹線整備は下水道部。その他の区域については、排水事業として土木部が雨水幹線の整備を主に実施しています。よって、整備状況は下水道部と土木部を合わせたものです。

### 3 千葉県の下水道普及率

(単位：%)

#### ◇ 普及率ランキング 20

順位	市町名	普及率
1	浦安市	98.8
2	千葉市	96.8
3	八千代市	92.4
4	佐倉市	90.7
4	酒々井町	90.3
6	四街道市	90.0
7	白井市	88.3
8	印西市	86.2
9	柏市	85.6
10	栄町	84.3
11	習志野市	83.6
12	我孫子市	78.2
13	松戸市	77.3
14	成田市	70.8
15	袖ヶ浦市	66.8
16	流山市	66.4
17	市川市	65.4
18	船橋市	60.6
19	市原市	57.0
20	本埜村	55.0

#### ◇ 人口 20 万人以上の市別

順位	市町名	普及率
1	千葉市	96.8
2	柏市	85.6
3	松戸市	77.3
4	市川市	65.4
5	船橋市	60.6
6	市原市	57.0

#### ◇ 東葛飾地区別

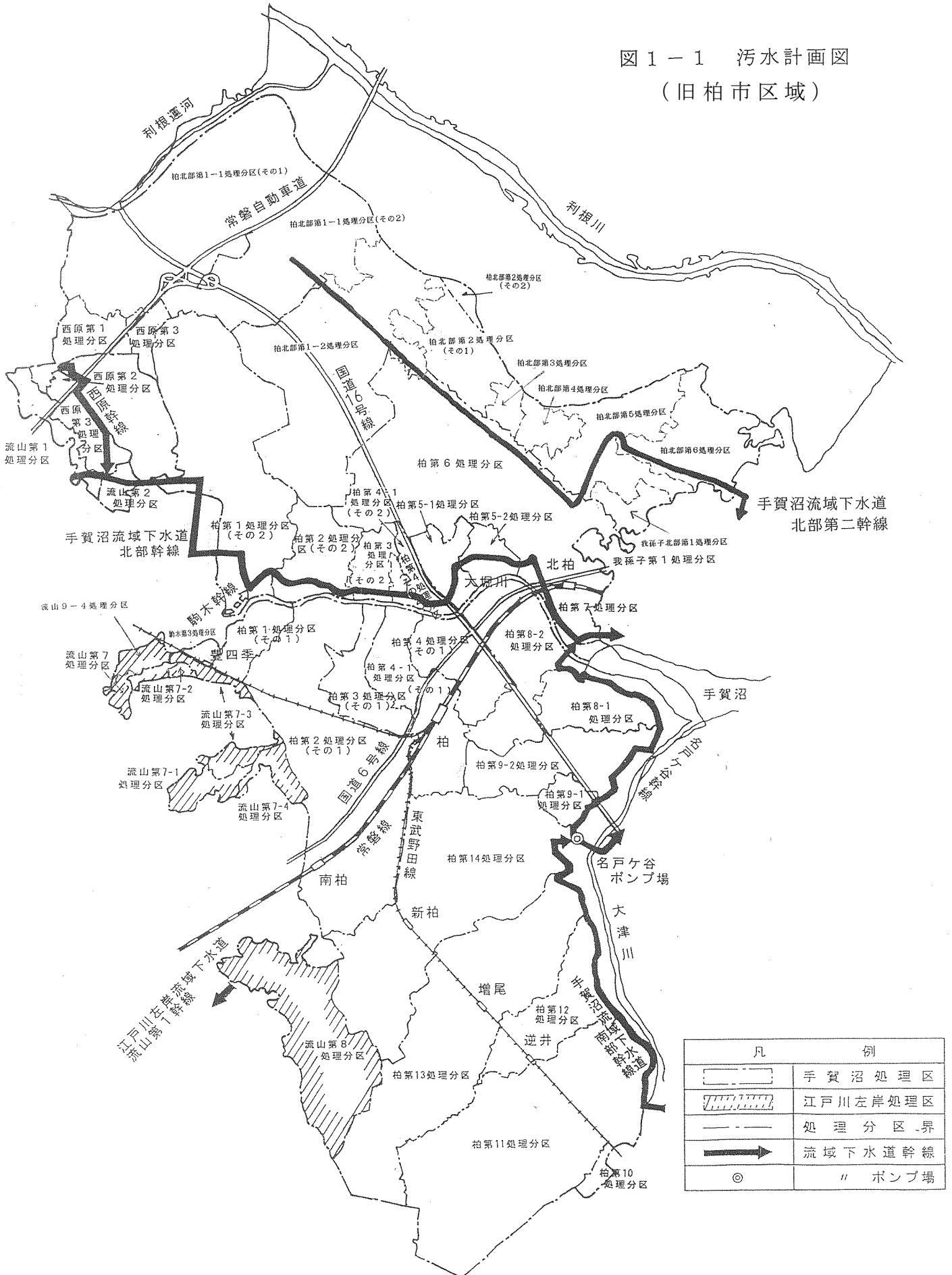
順位	市町名	普及率
1	浦安市	98.8
2	柏市	85.6
3	我孫子市	78.2
4	松戸市	77.3
5	流山市	66.4
6	市川市	65.4
7	船橋市	60.6
8	野田市	52.3
9	鎌ヶ谷市	51.3

◇ 千葉県内普及率 65.8

※ 普及率は平成 19 年度末の数字です。

この頁では、普及率のみを基準にランク付けしたものです。

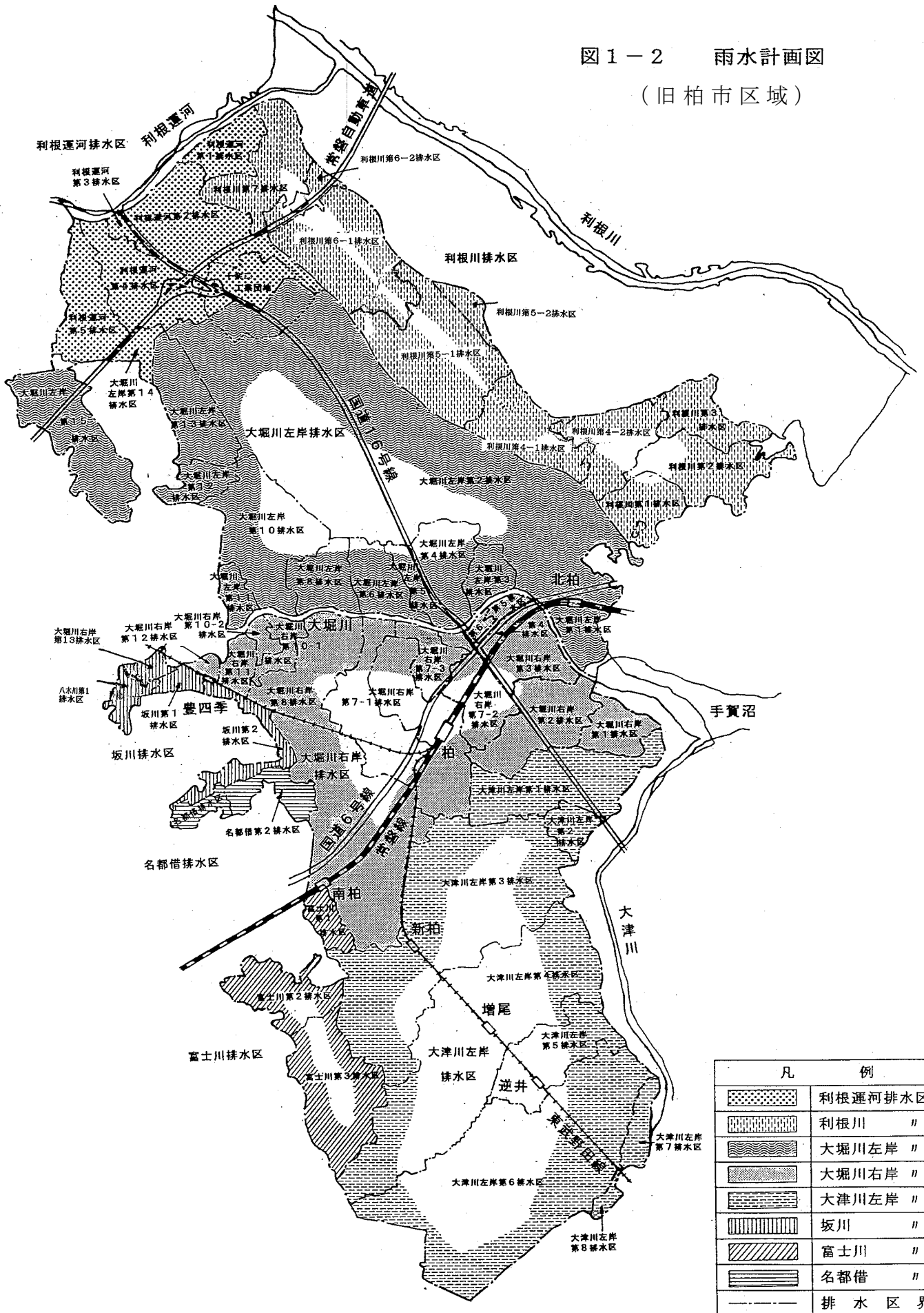
図1-1 汚水計画図  
(旧柏市区域)



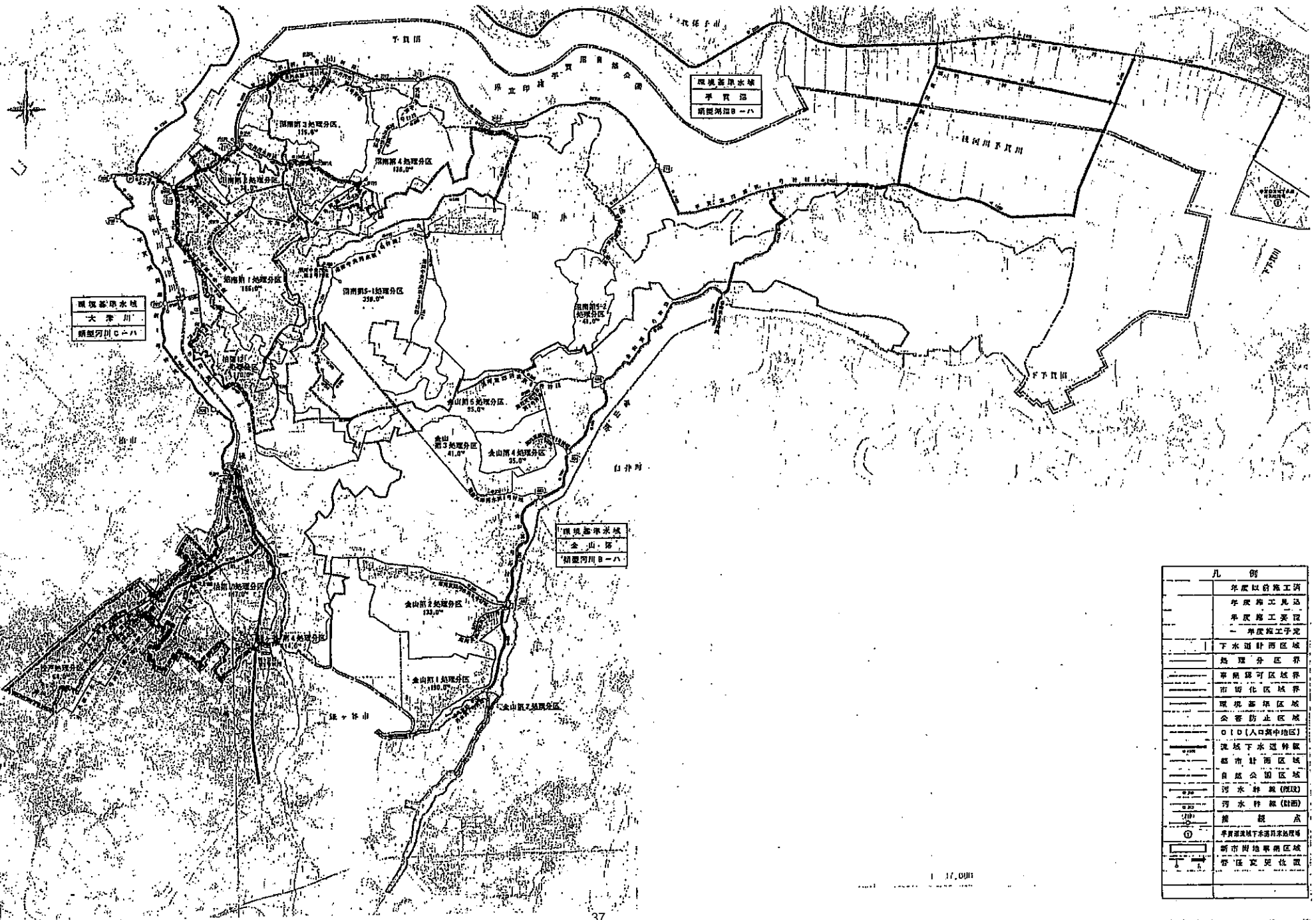
凡	例
	手賀沼処理区
	江戸川左岸処理区
	処理分区界
	流域下水道幹線
	"ポンプ場

图 1-2 雨水計画図

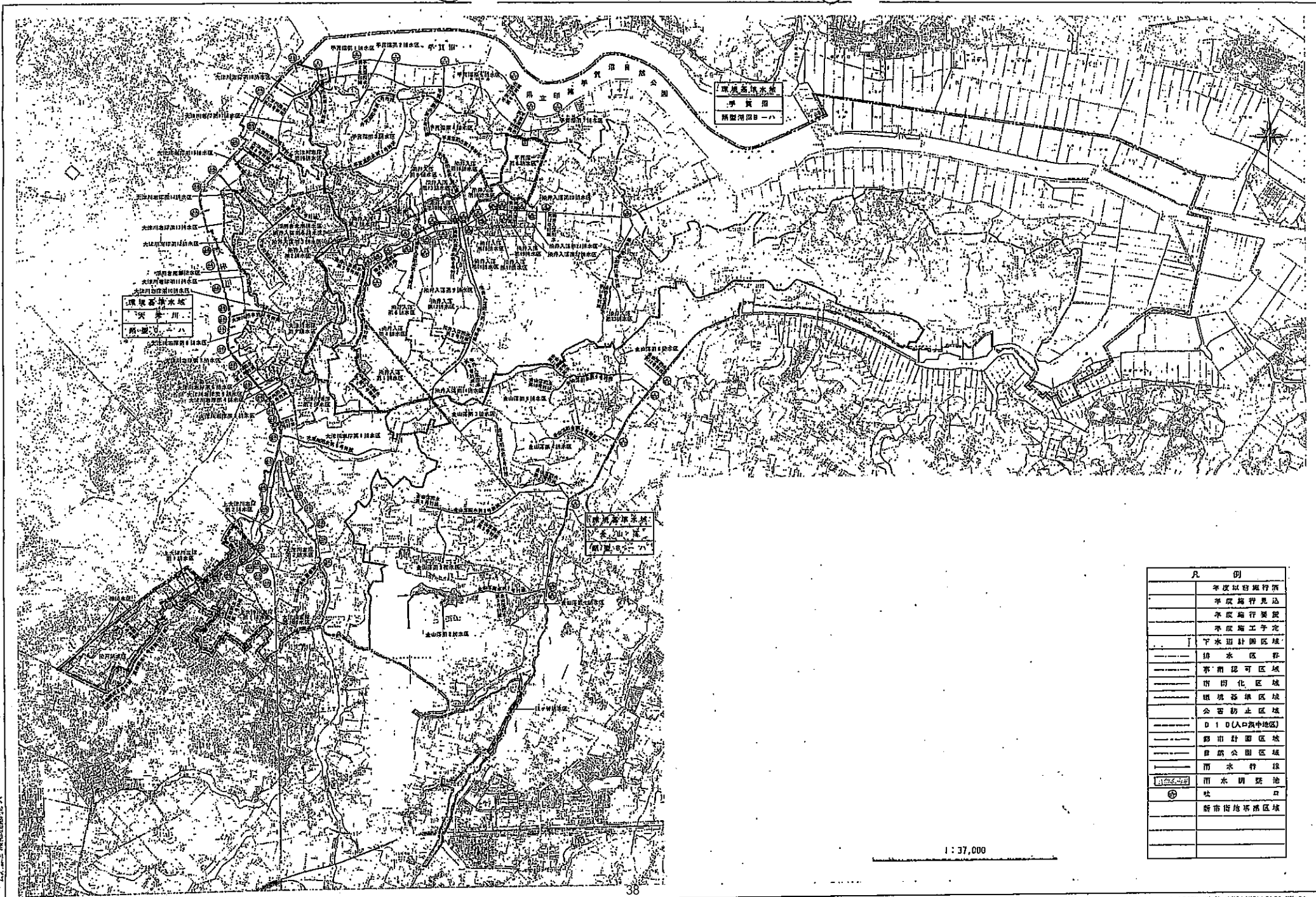
(旧柏市区域)



# (旧沼南町区域)公共下水道計画図(河川)



(旧沼南町区域)公共下水道計画図(雨水)



凡例	
	年度以自治体行旅
	年度施行見込
	年度施行要認
	年度施工予定
	下水道計画区域
	排水区域
	事前認可区域
	市街化区域
	環境基準区域
	公害防止区域
	D10(人口集中地区)
	都市計画区域
	自然公園区域
	雨水幹線
	雨水調整池
	吐口
	新市街地帯区域

1:37,000



## IV 下水道の維持管理

### 1 維持管理の状況

#### (1) 管路施設の維持管理

本市の管路延長は旧沼南町分を含め、平成19年度末で合流管渠約39,800m、分流管渠約785,470mあり、管渠内清掃を定期的に行っている他、目視調査及びテレビカメラ調査を実施し、止水工事（管更生）等により不明水対策を図っている。

#### (2) 公共下水道台帳の整備

公共下水道台帳は、下水道施設管理の適正化を図り、また市民等への情報提供を行い、下水道の普及を促進するため、法に基づき作成している。

年度別下水道台帳整備の状況

年度	面積（ha）
15	74.00
16	180.00
17	100.00
18	0
19	4.70

※平成18年度より電子データに移行中。

#### (3) 終末処理場の維持管理

生活環境の改善、並びに公共用水域の水質の保全を図ることが、公共下水の最大の目的です。

終末処理場は昼夜を問わず流下して来る下水を浄化し、公共用水域に戻す役割を担っている。従って、常にその機能が十分に発揮できるように細心の注意を払い、適正に維持されていなければならない。

このため、施設の維持管理業務の他に、下水並びに放流水の水質の監視、及び公共下水道を使用する事業所等の監視、指導等の業務を実施している。

ア 終末処理場等の概要

(ア) 篠籠田貯留場

- a 所在地 柏市篠籠田字篠塚 599
- b 敷地面積 9,237 m<sup>2</sup>
- c 建設年次 昭和 46 年 3 月～昭和 48 年 9 月

d 施設概要

沈 砂 池	巾 3.8m × 長 9.0m × 水深 0.4～0.6	2 池
揚 水 ポ ン プ	φ 250mm × 7m <sup>3</sup> / 分 × 19 k w.	3 台
	φ 400mm × 23m <sup>3</sup> / 分 × 50 k w.	2 台
沈 澱 能 力	5, 6 8 0 m <sup>3</sup>	
	柏終末処理場は平成 1 1 年 6 月末に廃止したが、一部改造し、平成 1 2 年 7 月より初期雨水の一時貯留施設として稼動再開	
本 館	地下 1 階, 地上 2 階建	1 棟

(イ) 十余二終末処理場

a	処理区域面積	9.8 ha
b	処理能力	※5,500m <sup>3</sup> /日
c	所在地	柏市大青田字水砂 1559-1
d	処理方式	標準活性汚泥法
e	集水方式	分流式
f	敷地面積	24,000 m <sup>2</sup>
g	建設費	総事業費 562,800 千円 補助対象事業費 354,140 千円 国庫補助 93,621 千円
h	建設年次	昭和 44 年 2 月～昭和 45 年 9 月
i	供用開始年月日	昭和 45 年 10 月 1 日

※計画では 5,500m<sup>3</sup>/日×3 系列を予定していたが、内 1 系列分の稼働により現在に至っている。

j 施設概要

沈砂池	巾 1.0m×長 5.6m×深 4.25m	2 池
揚水ポンプ	φ 250mm×3.8m <sup>3</sup> /分×19 k w.	2 台
	φ 250mm×6.6m <sup>3</sup> /分×30 k w.	1 台
調整池	巾 10.0m×長 10.8m×水深 2.2m	6 池
最初沈殿池	内径 10.0m×深 3.3m	1 池
エアレーションタンク	巾 10.0m×長 10.0m×深 4.0m	4 池
最終沈殿池	内径 16.0m×深 3.0m	1 池
塩素混和池	巾 2.9m×長 6.90m×深 3.6m	1 池
	巾 4.2m×長 6.40m×深 3.0m	1 池
汚泥濃縮タンク	内径 10.0m×深 3.7m	1 基
汚泥消化タンク	内径 11.0m×深 9.0m	1 基
汚泥洗浄タンク	内径 7.0m×深 3.0m	1 基
ガスタンク	内径 9.69m×高 9.95m	1 基
脱硫設備	内径 0.75m×高 5.5m	1 基
本館	地下 1 階，地上 2 階建	1 棟

イ 処理状況

十余二終末処理場

区 分		年 度					備考
		1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	
処理 水量	有収水量 千m <sup>3</sup> /年	899	830	719	837	899	
	不明水量 千m <sup>3</sup> /年	254	377	308	363	411	
	計 千m <sup>3</sup> /年	1,153	1,207	1,027	1,200	1,310	
流入 水質	BOD (年平均 mg/L)	266	162	200	189	234	
	SS (年平均 mg/L)	140	94	131	127	119	
処理 水質	BOD (年平均 mg/L)	4.8	3.9	3.2	4.3	3.9	
	SS (年平均 mg/L)	6.5	6.7	6.9	8.1	8.3	
汚泥 処分	脱水ケーキ t/年	383	418	503	408	492	
	含水率 (年平均%)	75.7	69.3	74	77	73	
備考							

## 2 維持管理費の推移

### (1) 管渠関係

(単位：千円)

年度	汚水管清掃	不明水調査	止水工事(管更生)	止水工事(管更生)	計
15	24,243	8,516	41,895	0	74,654
16	28,736	4,755	1,869	0	35,360
17	21,968	872	3,043	0	25,883
18	17,447	0	8,379	0	25,826
19	26,102	3,250	0	0	29,352
計	118,496	17,393	55,186	0	191,075

### (2) 終末処理場関係

#### ア 篠籠田貯留場

(単位：千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
15	2,284	118	64,169	20	83	29,600	111	0	96,385
16	2,464	117	47,963	58	82	29,058	0	0	79,742
17	2,340	118	49,124	0	72	29,339	0	0	80,993
18	1,970	120	911	0	72	29,838	0	0	32,911
19	1,908	126	4,707	0	72	27,609	0	0	34,422
計	10,966	599	166,874	78	381	145,444	111	0	324,453

#### イ 十余二終末処理場

(単位：千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
15	9,133	458	19,301	378	171	130,879	5,567	0	165,887
16	8,693	479	29,556	132	158	125,934	0	208	165,160
17	8,620	239	30,091	322	171	126,865	0	0	166,308
18	8,791	225	32,239	304	167	141,421	0	0	183,147
19	8,540	230	20,825	241	167	123,454	0	0	153,457
計	43,777	1,631	132,012	1,377	834	648,553	5,567	208	833,959

### 3 特定事業場等の状況

本市における事業場の届出状況並びに業種別の内訳は、次のとおりです。

#### (1) 届出事業場の年度別推移

年度 区分	15	16	17	18	19
特定事業場	140(129)	153(139)	159(139)	164(144)	170(150)
その他の事業場	53(51)	58(56)	60(58)	68(65)	72(69)
計	193(180)	211(195)	219(197)	232(209)	242(219)

※ ( ) 内は除害施設設置事業場を内数で示す。

#### (2) 業種別内訳 平成19年度末現在分區別

処理区 業種	十余二	手賀沼	江戸川 左岸	計
サービス業	7	152	1	160
製造業	14	26	2	42
その他	1	39	0	40
計	22	217	3	242

#### (3) 立入り検査状況

ア 実施事業場数(延べ件数) 45 事業場  
 内訳(ア) 特定事業場 37 〃  
 (イ) その他の事業場 8 〃

#### イ 実施結果

処理区 業種	十余二	手賀沼	江戸川 左岸	計
サービス業	0/4	2/6	0/0	2/10
製造業	0/14	1/3	1/2	2/19
その他	0/1	2/15	0/0	2/16
計	0/19	5/24	1/2	6/45

※ 基準超過件数/立入り実施件数

#### ウ 項目別基準超過件数(重複あり)

水素イオン濃度	1 件
Nへキサン(動植物油)	3 件
生物化学的酸素要求量	1 件
銅及びその化合物	1 件

# V 水洗化普及

## 1 水洗便所改造資金貸付制度

### (1) 制度の概要

この制度は、公共下水道の処理区域内で既設のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方や、既設のし尿浄化槽を撤去し、公共下水道に切り替える方々に対して、その改造費用又は撤去等に要する費用の一部を、柏市が無利子で資金を貸し付けることにより、排水設備の適正な設置及び水洗化の普及を図り、環境衛生の向上に資することを目的とした制度で、昭和48年6月から施行された。

### (2) 資金貸付金額の変遷

年 度		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	
1	昭和48年度	くみ取り便所改造資金	1槽	80,000円以内
2	昭和49年度	くみ取り便所改造資金	1槽	100,000円以内
3	昭和51年度	くみ取り便所改造資金	1槽	120,000円以内
4	昭和54年度	くみ取り便所改造資金	1槽	150,000円以内
5	昭和56年度	くみ取り便所改造資金	1槽	180,000円以内
		浄化槽切替え	1基	100,000円以内
6	平成元年度	くみ取り便所改造資金	1槽	360,000円以内
		浄化槽切替え	1基	200,000円以内
7	平成3年度	くみ取り便所改造資金	1槽	400,000円以内
		浄化槽切替え	1基	220,000円以内
8	平成5年度	くみ取り便所改造資金	1槽	450,000円以内
		浄化槽切替え	1基	250,000円以内
9	平成7年度	くみ取り便所改造資金	1槽	490,000円以内
		浄化槽切替え	1基	270,000円以内

## 2 指定排水設備工事店制度

### 制度の概要

柏市下水道条例第7条において、排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く）は、当該工事に関して技能を有するものとして市長が指定した者（以下「指定排水設備工事業者」という）が施工しなければならないことになっている。

これは、技術的に一定の水準を保った適正なものでないと、公共下水道の機能を十分発揮できないばかりでなく、施設に損傷を与える恐れもあり、又実際の使用者にも迷惑がかかる恐れがあるためである。

柏市指定排水設備工事業者規則の第2条において、指定工事店となれる資格として、（1）下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定により、市が指定した指定排水設備工事店であること、（2）専属の排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という）を有すること、となっている。

柏市においては、平成20年3月31日現在、282社を指定排水設備工事業者として指定している。



(1) 貸付状況

年度	貸付件数				貸付内訳								貸付金額				
	柏	手賀沼		江戸川左岸	計	浄化槽切替				くみ取り改造				金額	限度額		
		沼南	沼北			柏	手賀沼	江戸川左岸	計	柏	手賀沼	江戸川左岸	計				
15	0	70	—	8	50	0	61	—	7	68	0	9	—	1	10	19,230,000	くみ取り490,000円浄化槽270,000円
16	0	42	—	8	50	0	30	—	8	38	0	12	—	0	12	11,970,000	くみ取り490,000円浄化槽270,000円
17	0	14	3	1	18	0	11	3	1	15	0	3	0	0	3	4,020,000	くみ取り490,000円浄化槽270,000円
18	0	20	6	3	29	0	17	3	1	21	0	3	3	2	8	8,010,000	くみ取り490,000円浄化槽270,000円
19	0	11	2	4	17	0	11	1	3	15	0	0	1	1	2	4,380,000	くみ取り490,000円浄化槽270,000円
計	0	157	11	24	164	0	130	7	20	157	0	27	4	4	35	47,610,000	

(2) 排水設備申請状況

年度	全 体					浄 化 槽 切 替					く み 取 り 改 造					新 設					そ の 他									
	柏	手賀沼		江戸川 左岸	十余二	計	柏	手賀沼		江戸川 左岸	十余二	計	柏	手賀沼		江戸川 左岸	十余二	計	柏	手賀沼		江戸川 左岸	十余二	計						
		沼南	沼北					沼南	沼北					沼南	沼北					沼南	沼北				沼南	沼北				
15	76	2,979	—	264	0	3,319	2	1,343	—	96	0	1,441	0	49	—	7	0	56	66	1,535	—	160	0	1,761	8	52	—	1	0	61
16	56	2,511	—	306	0	2,873	1	798	—	174	0	973	1	40	—	6	0	47	50	1,639	—	126	0	1,815	4	34	—	0	0	38
17	57	2,491 (91)	456	203	1	3,208 (91)	2	756 (91)	78	59	0	895 (91)	0	34	18	0	0	52	49	1,669	352	143	1	2,214	6	32	8	1	0	47
18	34	2,231	669	246	1	3,181	0	564	82	25	0	671	3	37	17	3	0	60	29	1,591	570	216	1	2,407	2	39	0	2	0	43
19	42	3,140 (1353)	569	119	1	3,871 (1,353)	1	1,774 (1,353)	38	20	0	1,833 (1,353)	0	20	2	3	0	25	39	1,314	522	95	1	1,971	2	32	7	1	0	42
計	265	13,352 (1,444)	1,694	1,138	3	16,452 (1,444)	6	5,235 (1,444)	198	374	0	5,813 (1,444)	4	180	37	19	0	240	233	7,748	1,444	740	3	10,168	22	189	15	5	0	231

※ ( ) 内は、コミプラによる申請件数。

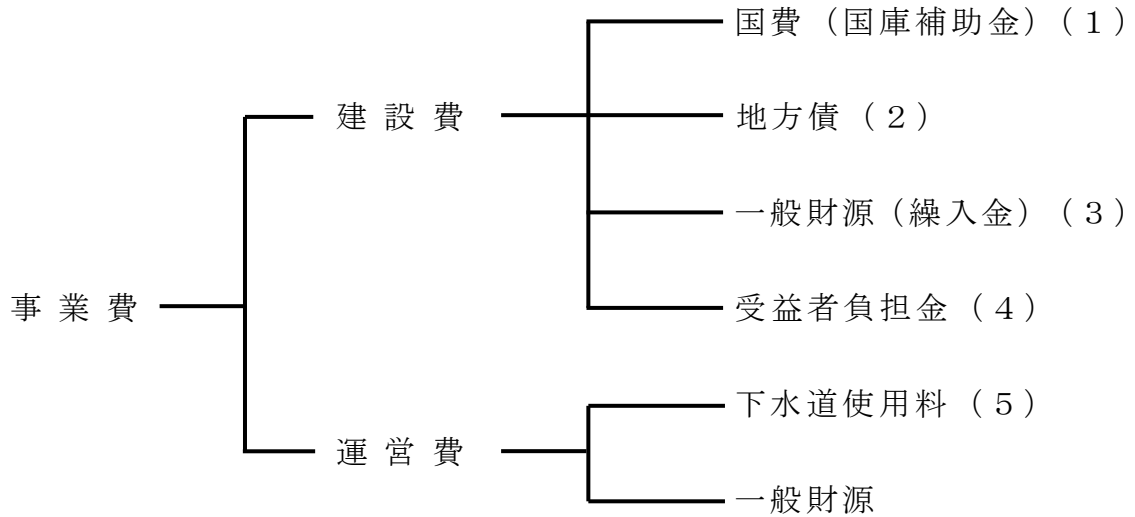
#### 4 普及促進関連

下水道事業への市民の理解と関心を深めるために、毎年9月10日の全国下水道促進デーにあわせ、啓蒙啓発を実施している。

- ◇ 下水道PRグッズの配布。
- 下水道のしくみポスターの展示。
- 平成19年9月1日～9月30日

# VI 下水道事業の財政

## 1 財源のしくみ



## 2 財源の説明

### (1) 国庫補助金

下水道事業は、都道府県、市町村等地方公共団体が行うものであるが、その建設には多額の費用が必要であり、かつ、下水道を緊急に整備することが、国家的見地からしても急務であるという認識から、国が下水道を建設する地方公共団体に対して、補助を行っている。

### (2) 地方債

建設時に集中する財政負担を、施設を利用する後の世代にも負担させることにより、負担の平準化と世代間の公平を確保するため、一定限度まで地方債の発行が認められる。

### (3) 一般財源 (繰入金)

市の一般会計の繰入金により賄われている。

(4) 下水道事業受益者負担金

ア 制度の概要

根拠法令 都市計画法第75条  
地方自治法第224条  
柏市公共下水道事業受益者負担条例

条例制定年月日 昭和56年3月30日(柏市条例)

受益者 事業により築造される公共下水道の排水区域内の土地所有者又は権利者

賦課方法 年度当初に賦課対象区域として公告した区域

徴収方法 5年分割(年4回)納付又は一括納付  
(沼南町で賦課をしたものについては、3年分割『年4回』納付又は一括納付)

納期 第1期 7月16日～7月末日  
第2期 9月16日～9月末日  
第3期 11月16日～11月末日  
第4期 2月16日～2月末日

各負担区の状況

負担金の区分	負担区の名称	設定年月日	負担区面積	1 m <sup>2</sup> 当りの単位負担金額
受益者負担金	柏第一負担区	S.44. 4. 1	233ha	110円
	柏第二負担区	S.56. 4. 1	336ha	464円
	柏第三負担区	S.59. 4. 1	622.8ha	479円
	柏第四負担区	S.62. 4. 1	3,058.2ha	530円
	沼南第一負担区	S.56.10. 1	31.74ha	364円
	沼南第二負担区	S.59. 6. 7	24ha	484円
	沼南第三負担区	S.62. 1. 5	30.73ha	615円
	沼南第四負担区	H. 3. 1. 7	69.66ha	700円
	沼南第五負担区	H. 5. 4. 1	138.57ha	700円
	沼南第六負担区	H.11. 7. 1	12.777606ha	700円
	沼南第七負担区	H.14. 9. 6	19.553028ha	700円
	沼南第八負担区	H.18. 4. 1	174ha	530円
分担金	柏第一分担区	H.10. 4. 1	5.14ha	1,050円

※柏第一負担区は建設省令により徴収。

イ 受益者負担金, 分担金 (単位: 円; %)

年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率
63	460,293,236	(14,240) 421,127,414	91.5
元	561,207,697	(24,120) 522,520,929	93.1
2	512,910,389	488,370,510	95.2
3	624,200,513	593,568,301	95.1
4	242,756,023	209,359,746	86.2
5	279,048,357	247,612,496	88.7
6	338,950,502	309,401,403	91.3
7	314,082,674	285,665,071	91.0
8	331,165,377	305,718,333	92.3
9	290,814,429	262,822,227	90.4
10	332,162,576	301,189,773	90.7
11	[26,014,701] 346,039,405	[25,999,142] 313,205,926	[99.9] 90.5
12	[51,432,012] 400,046,012	[51,383,373] 364,683,063	[99.9] 91.2
13	[13,745,609] 367,315,509	[13,602,010] 324,565,360	[99.0] 88.4
14	[383,359] 342,084,016	[214,960] 298,020,758	[56.1] 87.1
15	[478,679] 243,740,934	[379,360] 202,651,657	[79.3] 83.1
16	柏 市 [278,319] 258,455,092	[195,380] 213,980,143	[70.2] 82.8
	沼南町分 5,592,850	129,300	2.3
17	[67,380] 301,654,789	[0] 250,172,120	[0.0] 82.9
18	[74,779] 254,319,612	[22,879] 207,030,132	[30.6] 81.4
19	[53,640] 156,797,939	[22,680] 113,311,311	[42.3] 72.3

※ ( ) 内は過誤納金還付未済額

※ [ ] 内は下水道分担金(平成11年度から13年度までは接続金を含む)

(5) 使用料

ア 公共下水道使用料

(ア) 制度の概要

根拠法令 下水道法第20条  
柏市下水道条例

条例制定年月日

昭和48年6月30日（柏市条例）

汚水排除量の算定

a 水道水による汚水

水道の使用量（下水道使用料算定基準別表）

b 水道水以外による汚水

(ア) 家事用の使用水量（下水道使用料算定基準別表）

〈旧柏市区域・旧沼南町区域〉

1世帯1人のときは1か月につき10<sup>m</sup>を汚水排除量とみなし、1世帯1人を超えるとときは1か月につき6<sup>m</sup>を加えた量を汚水排除量とみなす。ただし、1世帯4人を超えるとときは1か月につき28<sup>m</sup>を汚水排除量とみなす。

(イ) その他（下水道使用料算定基準別表）

事業所による井戸水の使用（柏地区）は、従来は単一料金（263.55円/<sup>m</sup>）でしたが、沼南地区の水道水による汚水区分と同一の水量区分に改定されました。（18年度改定）

※合併時の方針としては、柏市の料金体系に統一した場合、沼南町の「大口利用者」の下水道使用料が大幅に増えることを考慮し、当面二料金制度を採用し、二回程度の料金改定（平成18、平成21年度予定）を経た上で料金体系の統一を図ることとした。

徴収方法

a 水道水を使用する場合

水道部へ徴収を委託し、水道料金と同時に徴収する。

b 水道水以外の水を使用する場合

下水道部で検針（業者委託）・徴収（一部業者委託）を行う。

(イ) 下水道使用料算定基準（1か月） <旧柏市区域>

区 分		基 本 料 金	超 過 料 金
一 般 汚 水	水道水による汚水	汚水排除量10立方メートルまで1か月につき945円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき113.40円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき136.50円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき191.1円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき244.65円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 1立方メートルにつき306.60円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき368.55円
			1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき422.1円
水道水以外による汚水	一般家庭	1人世帯	10立方メートルと認定 945円
		2人世帯	16立方メートルと認定 1,625円
		3人世帯	22立方メートルと認定 2,352円
		4人世帯以	28立方メートルと認定 3,171円
		その他	沼南地区の水道水による汚水区分と同じ
公衆浴場の汚水		汚水排除量1立方メートルにつき	12.6円

平成18年5月1日改定料金表

※ 料金表については、平成18年度に改定されたものを掲載。



〈旧沼南町区域〉

区 分		基 本 料 金	超 過 料 金
一 般 汚 水	水道水による汚水	汚水排除量10立 方メートルまで1 か月につき945円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき109.2円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき123.9円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき158.55円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき191.1円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 1立方メートルにつき232.05円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき279.30円
			1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき352.80円
			水道水 以外に よる汚 水
2人世帯	16立方メートルと認定 1,600円		
3人世帯	22立方メートルと認定 2,284円		
4人世帯以上	28立方メートルと認定 3,028円		

平成18年5月1日改定料金表

※ 料金表については、平成18年度に改定されたものを掲載。

## (ウ) 公共下水道使用料

(単位：円；%)

年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率	
63	764,711,112	(6,080) 714,733,437	93.5	
元	880,156,570	(1,680) 853,708,485	97.0	
2	912,434,120	882,080,610	96.7	
3	999,394,450	(1,600) 964,021,875	96.5	
4	1,384,241,544	1,319,387,628	95.3	
5	1,494,106,844	1,443,482,501	96.6	
6	2,097,225,174	2,027,425,844	96.7	
7	2,263,389,367	2,182,071,544	96.4	
8	2,427,464,810	2,336,554,722	96.3	
9	3,058,905,794	2,934,913,410	95.9	
10	3,253,283,385	3,111,290,668	95.6	
11	3,508,004,241	3,339,441,784	95.2	
12	3,897,762,319	3,689,464,647	94.7	
13	4,069,668,015	3,831,137,985	94.1	
14	4,202,480,782	3,952,139,195	94.0	
15	4,416,514,456	4,151,176,726	94.0	
	柏 市	4,572,104,726	4,352,677,478	95.2
16	沼南町分	71,298,899	17,714,909	24.8
17	5,000,580,565	4,756,447,052	95.1	
18	5,320,636,471	(582,530) 5,045,029,481	94.8	
19	5,485,946,732	(908,303) 5,205,054,421	94.9	

※ ( ) 内は過誤納金還付未済額

(エ) 用途別使用水量 (平成19年度)

	件 数			使 用 水 量				備 考	
	年間	構成比%	月平均	年間m <sup>3</sup>	構成比%	月平均	月 m <sup>3</sup> /月件		
水道水	766,817 (738,243)	94.84 (94.63)	63,901 (61,520)	30,644,309 (29,980,525)	88.74 (90.15)	2,553,692 (2,498,377)	20.0 (20.3)		
専用水道	25,447 (26,867)	3.14 (3.44)	2,121 (2,239)	801,987 (842,098)	2.32 (2.53)	66,832 (70,175)	15.8 (15.7)	豊四季, 東武, 小田急, グリーン, 葉貫台の各団地	
井戸水	16,240 (14,962)	2.01 (1.92)	1,353 (1,247)	3,051,486 (2,397,362)	8.84 (7.21)	254,291 (199,780)	93.9 (80.1)		
	事業用	1,058 (1,031)	0.13 (0.13)	88 (86)	2,440,101 (2,063,868)	7.07 (6.21)	203,342 (171,989)	1,153.2 (999.9)	
	家事用	15,182 (13,931)	1.88 (1.79)	1,265 (1,161)	611,385 (333,494)	1.77 (1.0)	50,949 (27,791)	20.1 (12.0)	
公衆浴場	19 (30)	0.01 (0.01)	2 (3)	35,093 (35,208)	0.10 (0.11)	2,924 (2,934)	923.5 (586.8)	水道水分, 井戸水分ともにある	
合計	808,523 (780,102)	100.00 (100.00)	67,377 (65,009)	34,532,875 (33,255,193)	100.00 (100.00)	2,877,739 (2,771,266)	21.4 (21.3)		

※( )内は前年度数値

## (オ) 下水道使用料の推移 &lt;旧柏地区&gt;

(単位：円)

期 間 ( 年 度 )		56～	59～	62～	H4～	H6～	H9～	H12～	H15～	H18～		
水道水による汚水	基本料金	汚水排除量10m <sup>3</sup> までにつき	200	280	380	460	580	738	805	900	900	
	超過料金	一立方メートルにつき	1 m <sup>3</sup> 増すごとに	—	—	—	—	—	—	—	—	
			10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	25	35	50	60	75	95	103	103	108
			20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分	30	40	55	65	90	114	124	124	130
			30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	35	50	70	85	125	159	173	173	182
			50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	45	60	85	105	160	204	222	222	233
			100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	50	70	100	125	200	255	278	278	292
			500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	60	85	120	145	240	306	334	334	351
			1,000m <sup>3</sup> を超える分	70	100	135	165	290	369	402	402	402
			水道水以外による汚水	一般家庭	1世帯5人まで	400	550	—	—	—	—	—
(超過料金) 1人増すごとに	80	110			—	—	—	—	—	—	—	
1世帯	—	—			800	1,100	1,390	1,769	—	—	—	
1人世帯	—	—			—	—	—	—	805	900	900	
2人世帯	—	—			—	—	—	—	1,423	1,518	1,548	
3人世帯	—	—			—	—	—	—	2,083	2,178	2,240	
4人世帯以上	—	—			—	—	—	—	2,827	2,922	3,020	
その他	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき	40		55	80	100	175	223	243	251	※1	
公衆浴場の汚水	汚水排除量1m <sup>3</sup> につき	10	10	10	10	10	12	12	12	12		

※1, 旧沼南地区の水道水による汚水区分と同じ

※数値は税抜き

※H18～は5月1日使用分からの適用。

## (オ) 下水道使用料の推移 (旧沼南地区)

(単位：円)

期 間 ( 年 度 )		56～	H12～	H18～	
水道水による汚水	基本料金	汚水排除量 10m <sup>3</sup> までにつき	910	900	900
	超過料金 ハ一立方メートルにつき V	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	91	100	104
		20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分	91	105	118
		30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	91	110	151
		40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	91	120	
		50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	91	130	182
		100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	91	150	221
		500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	91	180	266
		1,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> までの分	91	220	336
		10,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> を超える分	91	270	
		水道水以外による汚水	1世帯 5人まで (超過料金)		2,275
1人増すごとに			182	—	—
1人世帯			—	1,100	900
2人世帯			—	1,500	1,524
3人世帯			—	1,900	2,176
4人世帯以上			—	—	2,884
4人世帯			—	2,320	—
5人世帯			—	2,425	—
6人世帯以上		—	※	—	

※25立方メートルに1人を増すごとに1か月につき2立方メートルを加えた量を認定  
 ※H18～は5月1日使用分から適用。

イ 特定公共下水道使用料

(ア) 制度の概要

根拠法令 下水道法第20条

柏都市計画特定公共下水道条例

条例制定年月日

昭和44年10月1日

汚水排除量の算定

a 水道水を使用する場合は、その使用水量

b 水道水以外の水を使用する場合は、その揚水量

使用料の額 1 m<sup>3</sup>につき231円の従量制（平成18年～）

徴収方法

a 水道水を使用する場合

水道部で検針・下水道部で徴収

b 水道水以外の水を使用する場合

下水道部で検針（業者委託）・徴収

特定公共下水道使用料の推移

昭和44年～1 m<sup>3</sup>当たり 13円

昭和46年～1 m<sup>3</sup>当たり 25円

昭和56年～1 m<sup>3</sup>当たり 65円

昭和61年～1 m<sup>3</sup>当たり 100円

（平成元年4月1日からは、103円）

平成4年～1 m<sup>3</sup>当たり 136.99円

平成9年～1 m<sup>3</sup>当たり 186.9円

平成18年～1 m<sup>3</sup>当たり 231円

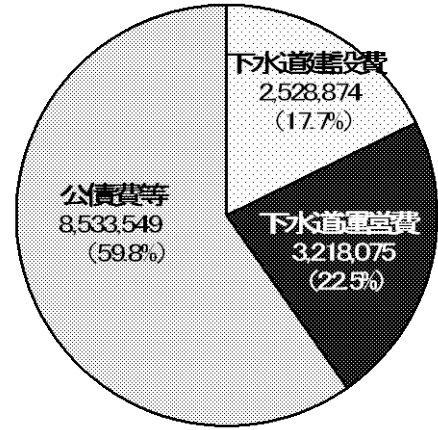
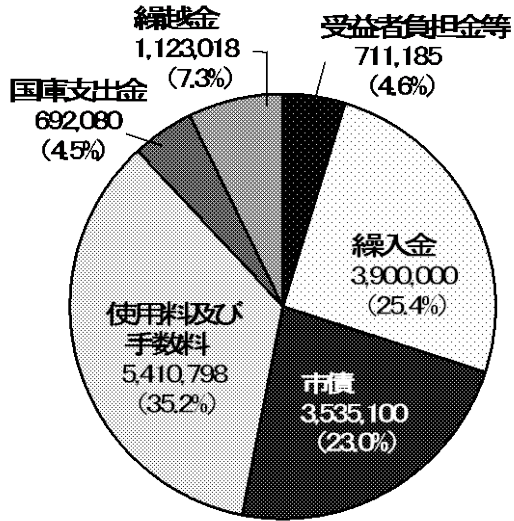
## (イ) 特定公共下水道使用料

(単位：円；%)

年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率
63	119,240,915	118,122,200	99.06
元	117,643,860	117,265,300	99.68
2	128,127,800	128,127,800	100.00
3	148,554,000	148,554,000	100.00
4	190,510,071	190,510,071	100.00
5	190,671,934	190,614,677	99.97
6	190,755,089	190,677,841	99.96
7	207,830,475	207,753,227	99.96
8	220,088,336	220,011,088	99.96
9	273,776,442	273,776,442	100.00
10	246,932,675	246,932,675	100.00
11	230,485,678	230,485,678	100.00
12	220,100,765	220,100,765	100.00
13	204,043,241	204,043,241	100.00
14	189,098,131	188,857,779	99.87
15	168,284,400	166,889,383	99.17
16	157,846,416	152,977,495	96.92
17	139,341,095	134,032,401	96.19
18	192,314,512	184,797,508	96.09
19	215,208,411	205,570,065	95.52

### 3 グラフで見る下水道の財政

(1) 平成19年度の下水道事業決算 (単位：千円)

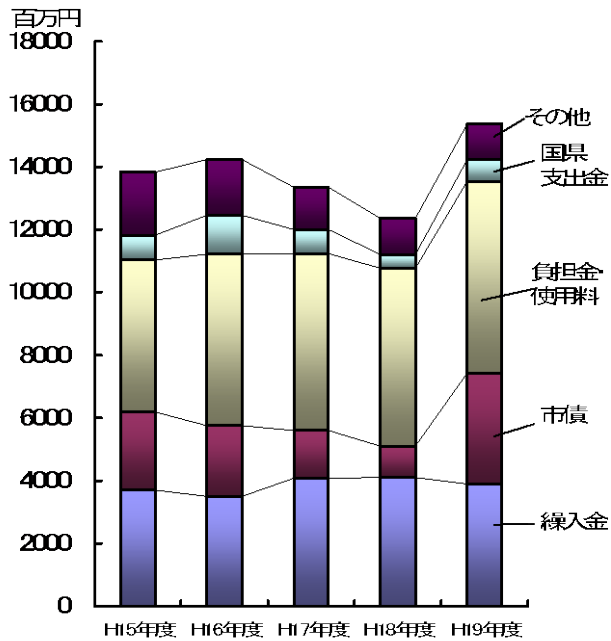


歳入 15,372,181千円

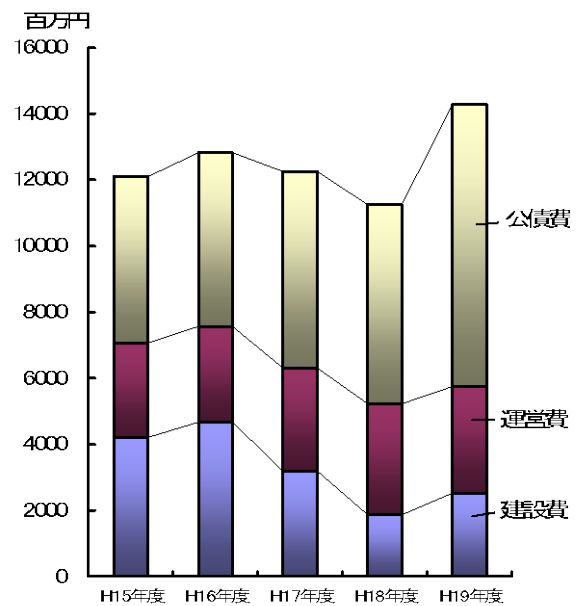
歳出 14,280,498千円

(1) 歳入・歳出決算額の推移

歳入決算額の推移



歳出決算額の推移





#### 4 下水道事業実績(歳入・歳出)

(1) 収入状況一覧

(単位：円)

区 分 \ 年 度		平成19年度	平成18年度
分担金及び負担金		694,961,373	436,025,264
使用料及び手数料		5,410,797,291	5,229,999,168
国庫補助金		692,080,400	440,662,075
県支出金		0	0
繰入金		3,900,000,000	4,100,000,000
繰越金		1,123,018,393	1,102,709,573
諸収入		16,223,627	56,253,664
市債		3,535,100,000	999,900,000
合計		15,372,181,084	12,365,549,744

(2) 支出状況一覧

区 分 \ 年 度		平成19年度	平成18年度
建設費	公共下水道費	2,376,333,535	1,698,541,084
	流域下水道費	152,541,000	170,777,000
	小計	2,528,874,535	1,869,318,084
運営費	事務費	779,232,385	729,375,032
	下水道普及費	41,754,184	28,073,374
	維持管理費	2,397,088,102	2,595,911,431
	小計	3,218,074,671	3,353,359,837
公債費		8,533,548,950	6,019,853,430
諸支出金			
合計		14,280,498,156	11,242,531,351

※平成16年度は旧沼南町引継予算を含む。

平成17年度	平成16年度	平成15年度
752,768,227	941,118,449	530,127,051
4,890,607,892	4,523,452,781	4,318,151,367
760,751,675	1,247,220,000	776,776,000
0	0	0
4,078,700,000	3,500,000,000	3,700,000,000
1,289,290,995	1,723,835,198	1,926,533,346
63,434,744	51,565,355	84,008,309
1,517,000,000	2,250,000,000	2,491,200,000
13,352,553,533	14,237,191,783	13,826,796,073

平成17年度	平成16年度	平成15年度
2,857,448,723	4,101,067,458	3,440,462,597
333,151,000	573,869,000	774,626,000
3,190,599,723	4,674,936,458	4,215,088,597
645,345,760	558,340,337	547,459,544
8,669,704	15,323,826	13,655,341
2,468,135,174	2,317,694,339	2,287,029,795
3,122,150,638	2,891,358,502	2,848,144,680
5,937,093,599	5,263,053,108	5,039,727,598
	118,552,720	
12,249,843,960	12,947,900,788	12,102,960,875

## 5 流域下水道事業負担金

(単位:円)

年度	流域下水道名	建設負担金		維持管理負担金			合計
		柏市負担率	決算額	単価	対象汚水量	決算額	
15	手賀沼	57.39%	768,005,000	60.0	37,861,054	1,746,451,925	2,514,456,925
	江戸川左岸	0.68%	6,621,000	59.0	1,613,384	76,786,199	83,407,199
	計	—	774,626,000	—	39,474,438	1,823,238,124	2,597,864,124
16	手賀沼	57.39%	567,782,000	56.9	39,990,277	1,998,463,540	2,566,245,540
	江戸川左岸	0.68%	6,087,000	54.3	1,607,938	84,001,311	90,088,311
	計	—	573,869,000	—	41,598,215	2,082,464,851	2,656,333,851
17	手賀沼	57.39%	329,303,000	56.9	42,443,056	1,928,113,463	2,257,416,463
	江戸川左岸	0.68%	3,848,000	54.3	1,790,274	90,739,823	94,587,823
	計	—	333,151,000	—	44,233,330	2,018,853,286	2,352,004,286
18	手賀沼	57.39%	161,236,000	56.9	45,395,639	2,059,525,424	2,220,761,424
	江戸川左岸	0.68%	9,541,000	54.3	1,934,247	95,230,584	104,771,584
	計	—	170,777,000	—	47,329,886	2,154,756,008	2,325,533,008
19	手賀沼	57.39%	141,115,000	56.9	43,650,168	1,881,604,983	2,022,719,983
	江戸川左岸	0.68%	11,426,000	54.3	1,994,843	90,144,470	101,570,470
	計	—	152,541,000	—	45,645,011	1,971,749,453	2,124,290,453

※ 建設負担金は、翌年度に精算による戻入があります。

維持管理負担金は、前年度分の精算等による調整後の額が決算額となっています。

平成16年度の維持管理負担金決算額には、旧沼南町分を含んでいます。

## 6 市債償還表

【旧柏市】

(単位:円)

年度	区分	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
				元金	利息	
15	公共下水道債	1,787,700,000	4,108,343,474	1,932,438,220	2,175,905,254	56,619,969,901
	流域下水道債	703,500,000	931,384,124	532,578,227	398,805,897	10,678,438,876
	計	2,491,200,000	5,039,727,598	2,465,016,447	2,574,711,151	67,298,408,777
16	公共下水道債	1,535,400,000	4,270,151,791	2,143,988,025	2,126,163,766	56,011,381,876
	流域下水道債	482,300,000	978,673,280	592,586,282	386,086,998	10,568,152,594
	計	2,017,700,000	5,248,825,071	2,736,574,307	2,512,250,764	66,579,534,470
17	公共下水道債	1,176,000,000	4,437,509,925	2,381,731,512	2,055,778,413	54,805,650,364
	流域下水道債	318,400,000	1,031,395,142	664,042,412	367,352,730	10,222,510,182
	計	1,494,400,000	5,468,905,067	3,045,773,924	2,423,131,143	65,028,160,546
18	公共下水道債	889,200,000	4,646,022,200	2,681,650,761	1,964,371,439	53,013,199,603
	流域下水道債	110,700,000	940,671,540	595,393,808	345,277,732	9,737,816,374
	計	999,900,000	5,586,693,740	3,277,044,569	2,309,649,171	62,751,015,977
19	公共下水道債	2,793,000,000	6,364,003,799	4,497,187,534	1,866,816,265	51,309,012,069
	流域下水道債	742,100,000	1,454,604,233	1,132,393,536	322,210,697	9,347,522,838
	計	3,535,100,000	7,818,608,032	5,629,581,070	2,189,026,962	60,656,534,907

【旧沼南町】

17	公共下水道債	5,000,000	204,190,468	116,775,244	87,415,224	2,304,982,728
	流域下水道債	17,600,000	230,745,734	151,861,113	78,884,621	1,857,654,470
	特環下水道債	0	33,252,330	21,061,698	12,190,632	523,744,192
	計	22,600,000	468,188,532	289,698,055	178,490,477	4,686,381,390
18	公共下水道債	0	194,719,106	112,804,628	81,914,478	2,192,178,100
	流域下水道債	0	205,942,600	133,807,180	72,135,420	1,723,847,290
	特環下水道債	0	32,497,984	20,831,965	11,666,019	502,912,227
	計	0	433,159,690	267,443,773	165,715,917	4,418,937,617
19	公共下水道債	0	352,880,498	276,447,102	76,433,396	1,915,730,998
	流域下水道債	0	328,717,451	262,721,779	65,995,672	1,461,125,511
	特環下水道債	0	33,342,969	22,181,657	11,161,312	480,730,570
	計	0	714,940,918	561,350,538	153,590,380	3,857,587,079

【合計】

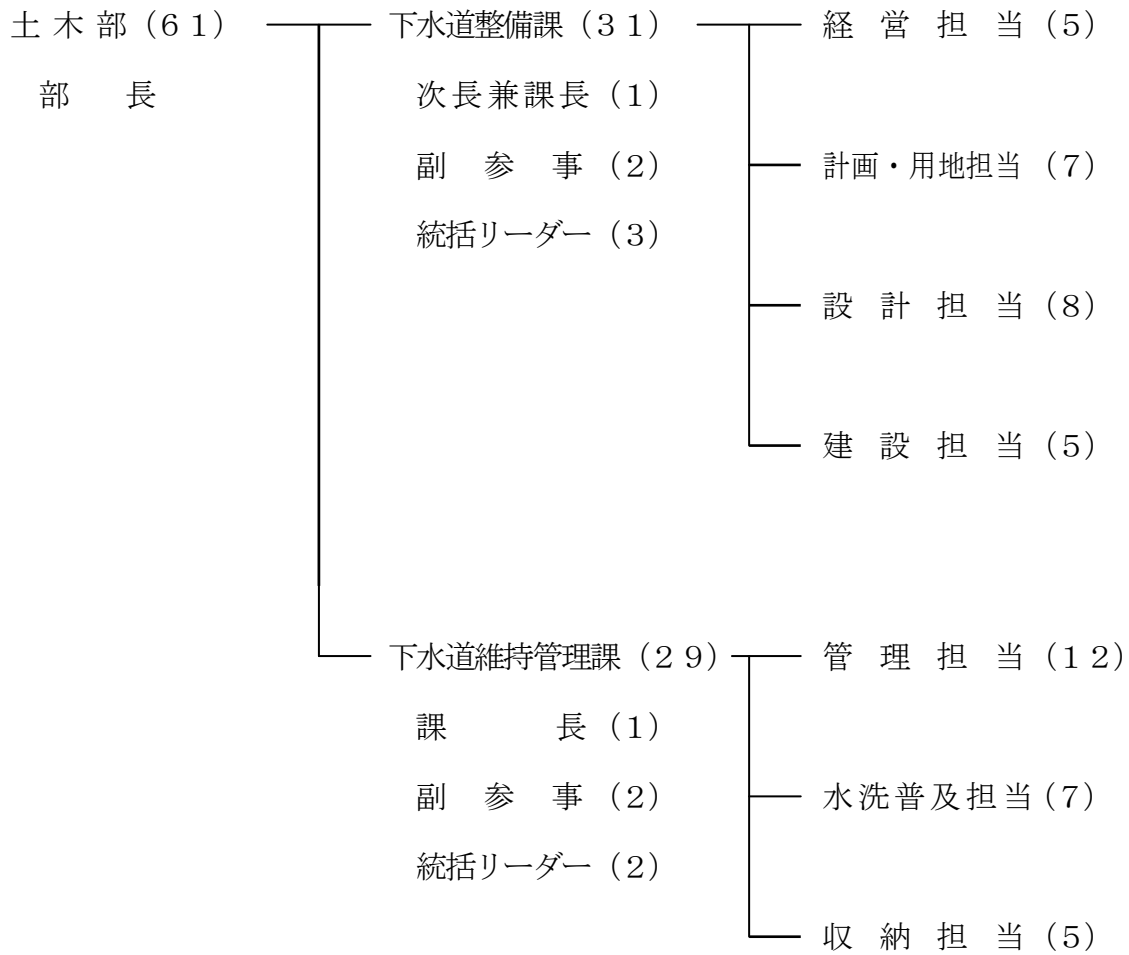
19	公共下水道債	2,793,000,000	6,716,884,297	4,773,634,636	1,943,249,661	53,224,743,067
	流域下水道債	742,100,000	1,783,321,684	1,395,115,315	388,206,369	10,808,648,349
	特環下水道債	0	33,342,969	22,181,657	11,161,312	480,730,570
	計	3,535,100,000	8,533,548,950	6,190,931,608	2,342,617,342	64,514,121,986

※借入れ先は、財務省財政融資資金、日本郵政公社簡易保険資金、公営企業金融公庫及び縁故債協調融資引受団。

利率は平成19年度の場合、財務省財政融資資金が2.0%、公営企業金融公庫が2.1%

## VII 下水道の組織

### 1 組織図と職員数



事務系職員	23名
技術系職員	38名
合計	61名

(平成20年4月1日現在)

## 2 分掌事務（平成20年度）

課名	担当名	分 掌 事 務
下水道整備課	下水道経営担当	1 下水道経営に関すること。 2 治水の総合企画に関すること。 3 柏市公共下水道事業審議会に関すること。 4 流域下水道協議会に関すること。 5 治水及び公共下水道に係る予算及び決算の調整に関すること。 6 治水及び公共下水道に係る事業調整及び庶務に関すること。
	計画・用地担当	7 治水及び公共下水道に係る国、県等との調整に関すること。 8 治水及び公共下水道に係る調査、計画及び調整に関すること。 9 関係法令等の認可に関すること。 10 開発行為等の協議に関すること。 11 排水用地及び公共下水道用地の取得、借地、補償及び登記事務に関すること。 12 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事に係る損失補償に関すること。 13 下水道工事に係る私道の承諾に関すること。
	設計担当	14 排水施設及び公共下水道の新設工事に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 15 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の設計に関すること。
	建設担当	16 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の進行管理及び監督に関すること。 17 排水施設及び公共下水道の災害復旧工事に関すること。 18 軽易な工事の検査に関すること。
下水道維持管理課	管理担当	1 排水施設及び公共下水道の維持管理に関すること。 2 排水施設及び下水道施設等の移管に関すること。 3 排水施設及び公共下水道の補修に関すること。 4 軽易な工事に関すること。 5 排水施設台帳及び公共下水道台帳の調整及び保管に関すること。 6 ひ管の維持管理に関すること。 7 準用河川に係る占用許可に関すること。 8 水路等に係る占用許可に関すること。 9 水質管理に関すること。 10 終末処理場の運営及び維持管理に関すること。 11 篠籠田貯留場の運営及び維持管理に関すること。 12 除外施設及び特定施設の指導監督に関すること。 13 供用開始区域内の開発行為等の協議に関すること。 14 排水施設及び公共下水道の接続等に関すること。
	水洗普及担当	15 公共汚水ますの設置に関すること。 16 水洗化普及に関すること。 17 水洗便所改造資金貸付け等に関すること。 18 指定排水設備工事業者に関すること。 19 排水設備等の施工計画の確認及び完了検査に関すること。
	収納担当	20 公共下水道事業の受益者負担に関すること。 21 下水道使用料の調定及び徴収に関すること。

## VIII 用語の説明

### ア 行

<b>一律排水基準</b>	公共用水域に排出される特定事業場からの排水に対して全国一律に適用される排水基準であり、環境省令で定める。水質汚濁防止上必要最低限の排水の水質を示すもの。
<b>上乘せ排水基準</b>	一律排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準をいう。
<b>エアレーションタンク</b>	活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。
<b>ATU（アリアル材尿素）</b>	硝化菌が多く繁殖している試料の BOD を測定するときに、硝化による酸素の消費を抑制するために加える薬品。
<b>ABS</b>	主に合成洗剤中に界面活性剤として含まれているアルキル・ベンゼン・スルホン酸のことである。
<b>SS（浮遊物質）</b>	水中に懸濁している物質をろ過または遠心分離によって分離した物質を mg/l で表したものである。
<b>汚濁負荷量原単位</b>	人間、工場及び家畜などの発生源別の汚濁負荷量を求めるために必要なもので、それぞれの発生源の単位当りが排出する汚濁負荷量をいう。
<b>汚泥</b>	水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿、堆積し泥状になったものをいう。
<b>汚泥濃縮タンク</b>	汚泥の含水率を下げ体積を減少させるために設けるタンクをいう。汚泥の濃縮方法には重力式、浮上式、遠心力式等がある。
<b>汚泥消化タンク</b>	汚泥中の有機物を分解して無機物化するためのタンクをいう。その形式には加温式と無加温式、また一段消化と多段消化がある。
<b>汚泥洗浄タンク</b>	消化された汚泥はアルカリ度が高くぬるぬるし、脱水効率が悪いので、それを十分水洗いして、脱水しやすくするためのタンクである。
<b>汚泥処理</b>	汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥量を減少、安定化、無害化させることをいう。
<b>汚泥処分</b>	処理された汚泥を埋立、海洋還元または緑農地還元、建設資材、土壌改良剤等の有効利用などにより最終的に処分することをいう。
<b>汚泥の有効利用</b>	下水汚泥を再生加工し、緑地や農地の有機肥料、あるいは建設資材等に利用することをいう。

### カ 行

<b>開削工法</b>	下水管渠を布設する工法の一つで、溝を掘って下水管を埋設する工法であり、下水管渠埋設に広く用いられている。
<b>活性汚泥法</b>	下水に空気を吹き込み、充分かくはんすると汚泥が茶褐色海綿になり、容積が膨張するが、静置すると容易に沈殿分離して清澄な上澄液が得られる。このようにして生じた汚泥を活性汚泥といい、この活性汚泥による吸着、微生物の増殖、微生物自身の酸化により下水が浄化される。
<b>簡易処理</b>	下水を沈殿法によって処理することをいう。
<b>環境基準法</b>	環境の保全について基本理念を定めるとともに、環境の保全に

	<p>関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした法律。</p>
<b>起債充当率</b>	<p>地方債の許可にあたって各地方負担額等に対して一定率により起債発行額の限度を定めたもので、地方債の許可方針により定められている。</p>
<b>技術検定</b>	<p>技術者について下水道特有の技術的事項を試験することにより、下水道技術者の確保を図ろうとするもので、検定区分としては第1種から第3種までである。</p>
<b>共同溝</b>	<p>整然とした都市形成を図るため、上下水道、電気、ガス、電信電話等の配管、配線を共同して同一管内で行う目的で地下に構築される大断面渠をいう。</p>
<b>計画汚水量</b>	<p>下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量。</p>
<b>計画目標年次</b>	<p>計画の目標とすべき年次をいうが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。</p>
<b>下水道処理水の再利用</b>	<p>水需要の逼迫した地域を中心に、下水処理水を水資源としてとらえ、所要の処理を行った上で雑用水、工業用水、農業用水等として再び利用することをいう。</p>
<b>下水道事業債</b>	<p>地方公共団体が下水道事業費の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種で、都市下水路を除く下水道事業に対し許可されるもので地方債計画上公営企業債の中に計上される。</p>
<b>下水道事業認可</b>	<p>公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣の許可を受けることが必要で、これを下水道事業認可という。</p>
<b>下水道使用料</b>	<p>下水道の維持管理費等を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。</p>
<b>下水道整備七箇年計画</b>	<p>下水道整備緊急措置法に基づき、政府として下水道整備の平成8年度から平成14年度の7ヶ年間に行うべき実施目標及び事業量を定めた計画。</p>
<b>下水道整備緊急措置法</b>	<p>下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善及び公共用水域の水質保全等に資することを目的とし、下水道整備五箇年計画の策定及び実施を規定している法律である。</p>
<b>下水道台帳</b>	<p>下水道管理者が調製保管する台帳。施設の敷設箇所、構造、能力等を適確に把握し、維持管理を適正に行うため、その調整・保管及び記載事項等が法第23条に定められている。</p>
<b>下水道への一般会計繰出金</b>	<p>下水道建設費のうち補助金、受益者負担金及び起債をあてた以外の部分、維持管理費のうち使用料をあてた以外の部分について一般会計より、下水道会計に繰り入れられるものをいう。</p>
<b>下水道法</b>	<p>流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛</p>



	生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。
<b>降雨確率年</b>	ある強度の降雨が何年に一度の確率で起こるとする場合の年数のことで、現在下水道の雨水排水の計画では5～10年が一般的である。
<b>公害対策基本法</b>	事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とした法律であったが、平成5年の環境基本法の制定に伴い廃止された。
<b>公害防止計画</b>	環境基本法の規定により、公害が現に著しいか、又は、今後著しくなる恐れがある地域において策定される公害防止に関する施策に係る計画であり、環境大臣の指示に基づき都道府県知事が作成する。
<b>高級処理</b>	下水を標準活性汚泥法、活性汚泥法変法、標準散水濾床法等によって処理することをいい、現在の下水処理において主流をなしている処理である。
<b>公共ます</b>	排水設備と公共下水道の接点で集められた下水は、これから取付管によって管渠に接続される。
<b>公共用水域</b>	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
<b>公共下水道</b>	市街地における下水を排除又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
<b>高度処理</b>	通常行われる二次処理より高度な水質が得られる処理をいう。通常の二次処理の除去対象水質（BOD、SS等）の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質（窒素、リン等）の除去率向上を目的とする処理を含む。
<b>合流式下水道</b>	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水道事業を行っている都市で採用されていたが、最近では分流式が主流となっている。
<b>湖沼水質保全計画</b>	都道府県知事が、湖沼水質保全基本方針に基づき指定湖沼について策定する計画で、湖沼水質保全に関する方針、下水道整備等の水質保全事業、水質保全のための諸規制等について定める。
<b>湖沼水質保全特別措置法</b>	湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、必要ある湖沼については水質保全計画の策定、排水規制等の特別の措置を講ずることを規定した法律である。
<b>国庫補助金の分割交付制度</b>	昭和50年度から制度化されたもので下水道の緊急整備と国費投入の平準化を図るため、公共下水道について当該年度に交付すべき国庫補助金相当額を5年間にわたって分割交付する制度。事業は単年度で完了するため後年度の補助金相当額は特別の地方債で充当する。
<b>国庫債務負担行為</b>	財政法第15条第1項及び第2項にきていされる国が金銭給

	付（下水道事業の場合国庫補助金の交付）を目的として後年度にまたがって債務を負う行為をいい、下水道事業においては、現在、工事（流域下水道）に係るもの、用地に係るもの及び国庫補助金の分割交付制度（公共下水道）に伴うものに分類される。
コンポスト	緑農地利用のために、脱水ケーキを好気性発酵させ安定化したもの。

## サ 行

最終沈殿池（終沈）	エアレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。
最初沈殿池（初沈）	微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。
三次処理	標準活性汚泥法等の高級処理（二次処理）過程を経た下水を更に高度な水質とするための処理過程をいう。
散水濾床法	下水を砕石層に散水し、空気に接触させて好気性微生物の働きによって浄化する方法で標準散水濾床法のほか高速散水濾床法、多段式散水濾床法がある。
COD（科学的酸素要求量）	主として水中の酸化されやすい有機物が過マンガン酸カリウムによって酸化されるのに要する酸素量を mg/l で表したもので、水質汚濁の重要な指標の1つである。
シールド工法	路面の掘削をさげ、交通等地上の土地利用を妨げずに管渠を築造するため、シールド機を地中で推進させながら、その前部で掘削して、推進後後部で鋼製または鉄筋コンクリート製のセグメントを組み立てトンネルを築造する工法。
市街化区域	都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け前者を市街化区域という。
実施設計（施越）	実施設計は、災害その他公益上真に止むを得ないと認められる場合に限り行われる制度である。将来の補助金等の交付を予定し、補助金等の交付申請及び決定を行う事なしに、実施設計の承認の手続きを経たのみで事業を実施し、原則としては翌年度において補助金等の交付を受けるものである。
地盤改良法	工事施行箇所の地盤が軟弱であったり、湧水が激しく工事が出来ない場合、セメント砂等あるいは地盤凝固剤等を用いて地盤の性質を工事の施工が出来るように改良する工法である。
シビル・ミニマム	都市住民が享受すべき必要最低限の生活水準。自治体が都市住民のために教育、上下水道、交通等生活環境改善施設として整備すべき必要不可欠な施設水準を示すものである。
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。通称として下水処理場といわれること

	もある。
<b>資本費</b>	市債の元利償還金。
<b>資本費算入率</b>	汚水処理に係る資本費を下水道使用料対象経費に算入する率
<b>受益者負担金</b>	国または地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務をいう。(都計法75)
<b>処理人口</b>	供用開始区域内の人口。
<b>焼却炉</b>	脱水ケーキを高温下で乾燥しさらに自燃させて、ケーキ内水分を完全に取り除き、揮発成分を除去し質量の軽減を図るための施設で多段式焼却炉や流動床式焼却炉等の種類がある。
<b>除害施設</b>	公共下水道施設及び機能に対する障害を除去するため、公共下水道を使用する者に対して設置させることが出来る前処理施設。
<b>処理施設</b>	下水の水質を河川やその他の公共の水域又は、海域の放流しうる水質にまで改善する施設。大別して、水処理施設（沈砂池－初沈－曝気槽－終沈－消毒池）と汚泥処理施設。（濃縮槽－消化槽－洗浄槽－脱水機－焼却炉）とに分かれる。
<b>浸入水</b>	下水管渠には、排水すべきものとして計画された下水以外の地下水、雨水等が管渠継手部、マンホールの蓋穴、マス等から侵入してくることがあるが、これらの計画外の下水を浸入水という。
<b>水質汚濁防止法</b>	公共用水域の水質の汚濁の防止を図ることを目的とした法律で、特定事業場から公共用水域への排水の規制等を行っている。
<b>水質環境基準</b>	環境基準法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し（健康項目）、及び生活環境を保全する（生活環境項目）うえで維持することが望ましい基準として政府が定めるものをいう。
<b>推進工法</b>	管の先端に刃口を装備し、掘削しつつ立抗に設備したジャッキによって、管を地中に押し込みながら敷設する工法。管の先端にシールド機を装備したものをセミシールド工法といい推進工法の一つである。
<b>水洗化人口</b>	公共下水道（汚水）に接続している人口。
<b>整備人口</b>	公共下水道（汚水）工事が完了している区域内の人口。
<b>全体設計</b>	事業が大規模または特殊なものであり、しかも施工上工事を一括して施工する必要があるあって工期が2ヶ年以上に渡る場合に適用される。全体設計の承認は、法律上の債務負担行為ではないが、国土交通省都市・地域整備局の運用として、当該年度の予算の範囲内で優先的に補助金の配分を行うこととしている。
<b>総量規制</b>	53年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により導入されたもので従来の排水の汚濁濃度規制に対し、濃度×排水量の汚濁総量により規制する方式。

## タ 行

<b>脱臭設備</b>	終末処理場内の処理施設からの悪臭を集め、酸化分解、燃焼、他の媒体に吸収吸着などの処理をして臭気を除き、大気中に放気
-------------	---

	<p>するためにもうけられる施設。</p>
<b>脱水機</b>	<p>主に、濃縮槽、消化槽、洗浄槽から排出された汚泥の含水率を下げるために設けられる固液分離装置で真空脱水、加圧脱水、遠心脱水、ベルトプレス等の機種がある。</p>
<b>大腸菌群</b>	<p>一定期間内に乳糖を分離して酸と一定量以上のガスを発生する細菌群をいうが、その存在の程度は人間のし尿による汚染の有無や汚染の程度等を示す。</p>
<b>中級処理</b>	<p>下水を高速散水濾床法、モデファイドエアレーション法その他これらと同程度に処理できる方法によって処理することをいう。処理高率は高級処理ほど高くない。</p>
<b>沈砂池</b>	<p>流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池をいい、通常、ポンプ施設の前に設けるものをいう。</p>
<b>DO（溶存酸素）</b>	<p>水中に溶解している酸素量をいう。水が清純であるほど飽和量に近く含有される。逆に汚染された水中では消費量が多いのでその含有量は少なく零の場合もある。</p>
<b>特定環境保全公共下水道</b>	<p>公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道である。</p>
<b>特定公共下水道</b>	<p>公共下水道の一種であるが、工場等の排水が多いため下水道の建設費の一部を排水を出す工場等を設置する事業者負担させて事業を行うものである。</p>
<b>特定施設</b>	<p>水質汚濁防止法による排水規制の対象となる施設で、同法施行令により指定されている。下水道法上も、特定施設を設置する事業場（特定事業場）から下水を排除する者は、改善命令等による規制の対象となっている。</p>
<b>特債（特別の地方債）</b>	<p>特別の地方債の略。国庫補助金の分割交付制度に伴って許可される地方債で地方債務計画上、公営企業債の下水道事業の中に特別分として別枠計上されることから、特別の地方債と呼ばれる地方債の一形態。全額政府資金が充当される。</p>
<b>都市計画区域</b>	<p>都市計画は、普通都道府県が指定した区域について土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。</p>
<b>都市計画決定</b>	<p>都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定める。</p>
<b>都市計画事業認可</b>	<p>都市計画法による都道府県知事（市町村施行）、国土交通大臣（都道府県施行）の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業認可を受けた事業に対し与えられ、事業地、設計の概要、事業施行期間等の事業計画を決定するもの。</p>
<b>都市計画法</b>	<p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。</p>

<b>都市下水路</b>	市街地における雨水及び雑排水を排除するための下水道でその構造は原則として開渠である。(ポンプ場が付随する場合もある。)公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止のため、雨水排水路を設置する必要がある場合などに採用される。
<b>取付け管</b>	汚水マスまたは雨水マスと下水管渠と接続するために敷設される管をいう。

## ナ 行

<b>ナショナル・ミニマム</b>	国民の全てが享受すべき最低限度の生活水準。国は、その社会的債務として国民の最低限度の生活を保障すべきであり、そのために整備すべき制度、施設の水準を示すものである。
<b>ノルマルヘキサソ抽出物質</b>	ノルマルヘキサソによって、抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼすことから下水道への排水が規制されている。

## ハ 行

<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b>	一般廃棄物及び産業廃棄物の処理処分法その他必要な事項を定め、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。
<b>排水設備</b>	下水を公共下水道に流入させるために必要な配水管、排水渠等。下水道の供用開始後は、その建築物の所有者等に設置義務が課せられる。
<b>ばっ気(エアレーション)</b>	下水または下水と活性汚泥との混合液に対して必要な酸素の供給、混合等をするために空気吹き込みまたは機械による混合等を行うことをいう。
<b>ばっ気槽(エアレーションタンク)</b>	活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。
<b>BOD(生物化学的酸素要求量)</b>	水中の有機物は溶存酸素のもとで微生物の働きによって酸化分解される、このとき消費する酸素量をmg/lで表したものである。 mg/l: 物質の量を表す単位で、100万分の1の量の表示。
<b>ヒートポンプ</b>	低位置から高位置に水を汲み上げるポンプのように、熱を低温源から高温源に汲み上げる機械。下水の熱を汲み上げて利用する場合に用いられる。
<b>PPP(汚染者負担の原則)</b>	環境汚染の費用は汚染者が支払うべきであるという原則の意味であり、昭和47年5月に開催されたOECD閣僚理事会での勧告から一般化した用語である。
<b>富栄養化現象</b>	河川などにより、生物生産性の低い貧栄養の湖沼あるいは内湾、内海等に栄養塩類が運び込まれ、その水域の栄養塩類が豊富になって生物生産が盛んになる現象をいう。
<b>普及率</b>	下水道の整備状況を表す指数として用いられている。普及率には、面積普及率(市街地面積に対する管渠整備面積普及率)及び処

	理人口普及率（総人口に対する下水道処理区域内人口の割合）等があるが現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。
<b>伏越し</b>	下水は処理場あるいは吐き口まで道路等の地下管渠を通っていくが、その途中に河川、運河、鉄道、その他の障害物がありそれらを横断する場合には管渠を一旦下げてくぐらせて布設するもの。
<b>分流式下水道</b>	汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。
<b>閉鎖性水域</b>	湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く水の交換が行われにくい水域をいう。水理特性上汚濁物が蓄積しやすいため水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。
<b>ポンプ場</b>	下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で行くのが原則であるが管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。

### マ 行

<b>マンホール</b>	下水管渠と地上を結ぶ設備で、下水管渠の検査または清掃等のために人が出入りするための施設をいう。
--------------	---

### ヤ 行

<b>山留工法</b>	開削工法等で溝を掘って下水管の埋設を行う場合、溝を掘ったままであれば土砂が崩壊するため、矢板等を溝の壁に当てて土砂崩れを防止する工法のことをいう。これには木矢板、簡易鋼矢板、鋼矢板等矢板によるもののほか連続地中壁現場で築造するものなどがある。
<b>横出し排水基準</b>	水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、地方公共団体の条例により規制対象とされた物質または項目に係る排水基準（水質汚濁防止法29）

### ラ 行

<b>流域関連公共下水道</b>	流域下水道に接続するもので、独自の終末処理場を必要としない公共下水道をいう。
<b>流域下水道</b>	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県である。
<b>流総計画（流域別下水道整備総合計画）</b>	河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、水域ごとに策定する下水道整備に関する総合的な基本計画。

---

柏市下水道事業年報  
平成20年版

平成20年9月発行  
発行 柏市土木部  
編集 下水道整備課  
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号  
TEL 04(7167)1111代表

---

(表紙は, 下水道マスコット・キャラクタースイスイ)  
(裏表紙の標語は, 平成20年度下水道推進標語)



# やさしさと 自然を結ぶ 下水道

この年報は再生紙を使用しております。